

平成21年（2009年）紀北町9月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成21年9月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年9月15日（火）

応 招 議 員

2 番	中村健之	3 番	近澤チヅル
4 番	家崎仁行	5 番	川端龍雄
6 番	北村博司	7 番	玉津 充
8 番	尾上壽一	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1 番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 平野隆久	13番 島本昌幸
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきまして、ご報告申し上げます。

元海山町議会議員でありました山下潤平氏が9月11日にご逝去されました。山下氏におかれましては、昭和22年からの1期4年間と、また、昭和41年12月に再当選されてから、昭和61年12月に勇退されるまでの間、5期連続して海山町議会に籍を置き、多年にわたり地方自治の発展と社会公共のために大きな足跡を残されました。

その間、議長に7年間就かれたほか、監査委員に4年間就任されるなど、24年の長きにわたり豊富なご識見と、卓越なる行政能力を駆使せられ、まさに寝食を忘れて我がまちの発展のため大きく寄与されたものでございます。

我々、紀北町議会としても、この偉大なる山下氏の業績を継いで、住みよい豊かなまちづくりに邁進することを心から誓うものであります。限りない哀悼の誠を捧げるとともに、ひたすらご冥福をお祈りして、お別れのことばといたします。

ご協力、どうも有り難うございました。

川端龍雄議長

これより開会いたします。

ただいまの出席議員は21名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、報告します。初めにご報告申し上げます。一般質問の日程については3日間を予定しておりましたが、通告者が11人であるため、15日と16日の2日間で運営をいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。朗読は省略させていただきたいと思っております。ご了承ください。

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

12番 平野 隆久君

13番 島本 昌幸君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 9 月 8 日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

運営については、通告者が11人であるため、本日の質問者は 6 人とし、明日の本会議で 5 人ということで運営をさせていただきます。

閉議時間である 5 時までに予定する通告者の質問が終了するような場合でも、その時点で会議を閉じることにいたします。

なお、一般質問の取り扱いについては、議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立てて、質問者に対し周知することとなっております。

質問の方法については、最初に登壇していただき、通告した事項すべてについて質問して

いただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問をすることを許可いたします。

それでは、18番 垣内唯好君の発言を許します。

18番 垣内唯好議員

皆さんおはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

紀北町の将来と産業について、お伺いいたします。

10年後、20年後の本町を考えた場合、その時代に生きる人々が安心して、また経済的にも余裕のある暮らしができるような投資も必要かと考えます。その時代に子育てをする世代の人もいるわけですから、しかし、どこでも同じですが、特定の公務員以外の人は皆民間の事業所で働くのですが、若い人が親の面倒をみなくてはならず、また、この地域が好きでここで生活をしたいとしても雇用が限られて、都会へ仕方なく出ていくことも危惧されます。

先日、紀伊長島区の40代の女性と話をする機会があったのですが、その人は自営業者の奥様ですが、自分の家族と旦那の弟家族の2家族が生活しています。地域のイベントなんかに積極的に参加する女性ですが、その人が言うのには、10年後、20年後の紀北町を冷静な落ち着いた目で見ると大事じゃないかと言いました。確かにそのとおりだと思いました。

現在、当地方は高速道路の工事でざわついています。古里にも10人ぐらいの他所の人が寮へ入って工事の交通監視員等の仕事に就いています。しかし、これも3年間から4年で終わります。その後が心配です。役場には企画課と産業振興課に優秀な職員もおりますから、行政と民間が一緒になって新規産業の育成を考えたらどうでしょうか。執行部の考えをお伺いします。あとは自席にて質問します。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

垣内議員のご質問にお答えいたします。

本町の産業は、これまで漁業や林業などの1次産業と、それに関連する加工、輸送などの諸産業が主要な産業となり雇用を生み出しておりましたが、その後の高度成長により、土木業などの2次産業が雇用を生み出し、3次産業とともに発展してまいりました。

しかしながら、農林水産物の輸入自由化などの影響から価格が低迷し、第1次産業従事者数の減少、人口の減少、少子高齢化などに加え、国・県の公共事業の削減の影響から経済活動の低迷が続いております。

そのような中、昨年発生した金融危機は全世界に波及し、100年に一度といわれるほど経

済には深刻な影響を与えております。現在、景気は底うち感があるというものの雇用情勢は非常に厳しいものがあり、尾鷲公共職業安定所における7月の有効求人倍率は0.56で前年同期に比べ0.24減少し、非常に低い状況にあります。

10年先、20年先の情勢については、現時点では不透明なところが多々ありますが、高速道路が開通し、政権与党であります民主党の政策である高速道路の無料化などが実現すれば、この地域へ訪れる車の量が増加することが予想されます。このことは、一方では、ストロー減少により立ち寄り客が減少することも懸念されるところでありますが、当町としましては、この高速道路の開通を契機に、この地域に立ち寄り、あるいは宿泊をしてもらうことによる、経済効果を高める絶好のチャンスととらえ、雇用の場の確保につなげていく必要があるものと考えております。

さらに、農林水産業など1次産業につきましては、平成20年7月に施行された農商工等連携促進法を活用し、1次、2次、3次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いのノウハウ・技術等を活用することで、両者の強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進するよう、国・県の施策を活用するための情報提供などの支援を行いながら、地域産業の振興、雇用の場の拡大を図ってまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

私は、これ約3年弱なんですけども、町会議員になった動機は、それまで自営もしてましたもんで、何とか自営業者の力になれたらということが、一番大きな目的やったんですけども、どうも今の町長はいつも、私はいつも同じような質問するんですけど、答えも同じような答えが返ってくるんですけども、具体的に何をやるかという、そのことが一番大事やないかと思うんですけども、庁舎とか学校耐震とかいろんな面でお金も随分かかるのはわかるんですけども、新しい産業を起こすということは御浜町のピネとか、この前自治会の方が夕張へ行って、ちょっと話聞かせてもうたんですけども、そういうことのなんのように、やっぱり市場調査とかいろいろ勉強とか研究に、やっぱりある程度の年月を1年ないし2年ぐらいをかけんことには、特にまた第三セクター的なやり方をやれば、必ずこれ失敗。もうやる前から失敗というのは見えておるぐらい失敗するんですけども、そういうことのなんのように、やっぱり早めにいろいろそういう研究なり、そういうことをやるのが一番大事やないかと思うんですけども、そこのところはどうかね、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる、これからの産業振興についてはですね、行政主導という方法もありますけれども、基本は民間のやる気ですね、それがあります。それから国、県の補助事業の方法もあります。そのような情報は適宜皆様に、起業家にですね、情報提供をしていかなければいけないと考えております。社会が何を欲しているのか、そういう調査というか、それをしっかりと見極めることが大事であると思っております。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

町長の言うのももっともなんですけども、ただ、私は言いたいのは、今言うたように第三セクター的なものをやれとか、町に5,000万円、1億円のお金を出せとかと言うとることではなしに、紀北町町内にも立派な経営者がたくさんみえるもので、やっぱりそういう人らが10人なり15人がある程度集まっていたら、そこでやっぱり新しい産業、観光もね、古里なんか特に観光が主体なんですけども、観光というのも大事で、特にこれから人口減ってきたときに交流人口増やすということで、それはそれで大事なやっぱり主要産業なんですけども、観光だけに頼ってのはちょっと危険な面もあるんで、やっぱりある程度の産業、これは農業、何にしても林業、漁業にしてもそれはその場で皆さんに相談して、議論して決めたらいと思うんですけども、ちょっと1年、2年かかりますけども、そういうようなものも新しいということも、やっぱり手がけるのが大事やないんかと思うんですわ。

ただそのときに、今、町長が言われたように民間主導で、もちろんそうなんです。民間主導でやるのがやっぱりこれからも建前なんですけども、例えば異業種の人10人、15人、全く異業種の人集めるということになると、最初、行政がある程度、企画課なり産業振興課が声かけんことには、なかなかこれ始まりにくいわけですわ。実際問題として。そういうようなこともある程度考えてもうておるんやろかと思うんですけど、そのところはどうですかね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

異業種の経営者、あるいは経営をやろうとする人たちに集まっていたら、これからの

企業のあり方はまだそこまでは、私はまだやっておりません。しかし、議員がそのようにおっしゃることは、大変意義あるのではないかなと思ってます。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

ここにちょっとデータがあるんですけど、今から約10年後、2020年になると1万5,670人の人口なんですわ、10年後で。大体1年間に400人ずつ減ってきよるということで、これが順次加速されるということで、10年後に1万5,000人、それで20年後には約1万人という、これはもうほぼそのとおりになると思います。ただ人口が減っていくということだけ危惧しておるだけではなしに、それはそれなりに1万5,000人、1万人になったときのまたやり方というものがあって、それはそれでええんやないかと思う。

ただ、一番肝心なのは仕事があるかないかなんですわ。仕事がないと生活ができんもんで、そやで今は民間でやっておる人らに、いろいろ話聞いてみますと、約半分以上の人がもう辞められたら辞めたいと、辞められる人は幸せやと、もう私らは借金があるんで、これ金融機関というのは廃業したら即回収ですもんで、もう辞めたても辞められんと、このまズルズル行くしか仕方ないと、へたに後継者、息子を後継者にしたんでようけ大変やと、そういうような声が結構あるんですけどね。ただその金を出さんと何とか知恵を出して、皆で協力したらある程度道は開けるんやないんかと、私は思うんですけども、その具体的な、それじゃまず何をするかと、そういうその具体的な考え方というのは、町長は持ってないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がご指摘いただきました、そうですね、人口が減っていく、これは紀北町だけではないと思います。全国的な傾向だと思っておりますけれども、これを人口減らさないようにするいろんな福祉的な施策、子育て支援等もありますけれども、議員は企業のほうから言ってもらっしゃるんですけども、商工会が中心となりましてですね、現在、全国市場をねらった小規模事業者新事業全国展開支援事業などという、こういう事業があるわけなんですわ。これなどを実施し地域の活性化に取り組んでおるわけなんです。それだけではないと思っておりますけれども、行政として支援できるものができるのであればですね、それは前向きで取り組みたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

今の執行部の方々がその耐震にしても、学校のその改築にしても随分と頑張って、なおかつそれで財政的に良好な方向へ向かっておるといことで、これはもう大したもんやなど私も関心しておるんですけども、今から約10年間ぐらいこの調子でいって、今、県下で下から2、3番がある程度のええとこまでいって、さあこれで財政が良好になったんで、新しいやろかという時点で、やっぱりちょっとそのときにはもう人が減ってて、もう新規産業をやるにも、もう手遅れやったという危惧はないですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

危惧は常に持ってますけども、今、議員各位、あるいは職員の努力によってですね、財政の健全化が図られておりますけれども、それは行財政改革というのは常に行政に求められるものでありまして、これは永遠のテーマだと思っております。しかしながら、この合併等の交付税措置とかですね算定替えとか、いろいろなものがこれ10年経つとこれが消えます。なくなりますんで、そこも踏まえてですね、きちんと行政としてですね、その財政力等の身の丈にあった産業支援、あるいは企業の振興等をですね、いろいろな方々のご意見を聞きながら取り組んでいくのが我々の指名であると、そういうふうに思っています。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

10年後には約1万5,000人と言うたんですけども、高齢化比率、65以上の人の割合ですね、やっぱり10年後44.5%、約半分ですね。半分の人が65歳以上に当町としてはなってくるわけですわ。そうすると、そのときになって新規事業を考えて、さあやろかということになっても、ちょっと遅いような気がしますもんで、金を出せと言うておるわけではないんですわ。今言われたようにその異業種の人等に一遍集まっていただいて、優良な経営者の方がようけおりますで、そういう人らにいろいろ意見を聞いて、そういうような段取りをまず早急にやるべきやと思いますけどね。

このままでいくと、やっぱり地元で友達もおるし、奥さんもこちらでええんやけども、こ

んだけ仕事がなかったらどうにもならんで、やっぱり東京、大阪へ行こうという人が、若い人がそういう人が増えてきて、年寄りだけ残っていくということがすでに現われつつありますもんで、そういうことのない、それは若い人は都会へ行くというのは、これは若い人は、うちの息子らでもそうですけども、都会が好きで、もう都会へ一回生活するとなかなか田舎へ帰りにくいとありますけども、田舎に住みたいという人も結構おりますもんで、やっぱり子どもを育てるには結構1月いくらかの金もかかりますもんで、その金が十分稼げるような職場づくりというのが、私はこれから早急に考える一番大事なことやと思うんですけども、そのこのところはどうかね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私はこれまで、さきほどの演壇でも申し上げたとおりですね、高速道路があと3年ないし4年で熊野まで通るということによって、それから民主党政権ができた場合にですね、高速料金が無料化になるということもあってですね、人の移動とか、人の交流が非常に盛んになるということも考えられます。そんな中で、議員は観光産業だけではとおっしゃいました。そのとおりだと思いますけれども、観光産業は非常に効果が早いんですね。そういうわけで観光産業というものに力を入れてきたわけなんですけれども、それはこれまで町にあるですね、1次産業、2次産業、3次産業、既存の産業の維持発展は、これはもう忘れてはならないことであると思います。

それから、最初言われたように、議員が指摘した各異業種の方々の意見を聞いたらどうや、それも考えてまいりたいと思います。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

農業、私は何人かの人と2年ぐらい前から農業の振興を図ろうということで、そういう人らが集まっているいろいろ相談しまして、それにはまず何がいかと、まず、この辺は農業というのは農家としても規模が小さいですもんで、ほとんど自家菜園というんか、自分とこの食べる分だけつくっておる人が多いんですけども、そういう人らにも呼びかけて、畑で放ったり、知り合いにやるだけではなかなか肥料代、種代も出てこんでやる気も出てこんので、まず売るところをつくらうということで、今やりかけておるんですけども、実際やったらやった

でいろいろ問題もありますし、ただひとつ、私はいつも言うんですけども、その仲間にですけど、これをやることによって、2、3人の農家の人でも、2、3人の人が売る場所ができたんで良かったと、まだまだこれから来年も楽しんで野菜づくりに励めるとい人が2、3人でもおったら、これ大成功やと、そういう最初から我々みたいな資本も何もない者が、大きなこともできるわけがないんで、そういう2、3人の人が順次1人、2人増えたら、それで目的はある程度ええやないかということ言うておるんですけども。

そういうようなもんで、私はここで言うておるのは町に5,000万円、1億円とか金を出してやれとか、そういうことやなしに、そういうようなその気持ちを持ってほしいという執行部の方にね、それに課長の人らにもね。そういう新しいことに挑戦するというんか、これからのことを考えるとやっぱり仕事の雇用の確保、いろんな面で仕事が一番大事なんで、そういう新しい仕事をつくろうやないかという意識を持ってほしいということなんですけども、そのところはどうかね、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

新しい小規模な農産物を販売する事業を展開されているのは承知しています。私はどんなような商いであろうともですね、最初は、出だしは小さく小規模であります。それがやがて大きくなっていくわけですね、時流に乗ったら。そういうことは認識しておりますんで、小さいからというて軽視することはしないつもりであります。だが、町が助成したり、支援したりすることの何というか、マニュアルとか制度の中でですね、それが対応できたら対応してまいりたいと思います。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

私らがここに生れて、これ60年余りずっとここで生活、ほぼここで生活して商売もさせていただいてやっておるわけですけども、副町長は他所から来ましたね、津の人ですね。それでどうですか、この客観的な目で見ると、県の職員やでいろんな勉強もされてきたと思うんですけども、紀北町へ来てこれ1年、1年ですか、1年半ですか。1年半というものを客観的に見てさね、今、私が檀上とここで言うておるようなその新規産業という問題、雇用をつくるためにも仕事をつくらなあかんということについて、ちょっと意見聞かせてもらえませんか。

か。町長よろしい、それで。

川端龍雄議長

副町長。

紀平勉副町長

すみません。じゃご指名いただきまして、ご回答させていただきます。

私もこちらへ赴任させていただきまして、ちょうど1年と半年が経ちまして、いろんな地域の方々、それから議員先生方といろいろお話を伺う機会がありまして、いろいろ勉強させて地域も見させていただきました。そこでいろいろ感じるのはですね、やはり私も垣内議員ご提案のとおり、この地方をいかに活性化させていくかということについては、もう1次産業だけに目を向けていたのではもう限界かなという気はしております。

そこで考えられるのが、6次産業を推進していくということでございます。どういうことかと言いますとですね、例えばつくったもの、これを加工する。お漬物にするとかジャムにするとか、ただつくるだけじゃなくって加工する。あるいは直販所ですね、つくったものを売る。それからつくったものを利用してレストランで販売する。食材として提供する。こういった地元でつくったものに付加価値を付けて提供していくという、こういう考え方が大事だと思います。

それから販路拡大に向けた取り組みとか、であと町長とか垣内議員もおっしゃられましたように、あと農業者、林業者、水産業者だけではなくてですね、食品加工業者、いわゆる2次産業の方ですね。それとかあと観光業と異業種の方ですね、こんな方々といろんな連携をしながら、お互いの得意分野とかノウハウを出し合って、新しい相乗効果というのが生れてくると思いますんで、こういった取り組みをして新しい産業っておっしゃられましたけど、まさしくこういった取り組みが大事だと思っております。で、これがいわゆる1次産業の1と、2次産業の2と、3次産業の3を足した、1足す2足す3、いわゆる6次産業と言われております。これが垣内議員おっしゃられた新しい産業の創造やと思っております。

そこで、町はこういったことをやっているかどうかというお話なんですけども、いろいろやらせていただいております。まず実績見ますとですね、町もいろいろお金の関係もありましてですね、よく各県でゼロ予算事業というのがありまして、人だけ出すとか知恵だけ出すというのがございますけども、町の職員もいろいろお手伝いさせてもらっておる事業もあります。成功例見ますとですね、渡利の牡蠣組合が去年観光業者と連携しましてですね、パッケージを組みましてですね、こちらへ来ていただいて牡蠣の養殖を見ていただいて食べてい

ただ、それで地元の料理を食べていただいて、観光も見ていただくということで、地元には1次産業と2次産業、3次産業を結んだような取り組みもやっております。それから紀伊長島町に目を向けますとですね、年末港市やら月一遍やっている港市ですね。これも大変大きな新しい産業ということで、成功例の1つだと私は思っております。

こういった取り組みの中で、県のほうが美し国おこし事業というのをやっております、まさしくですね、こういった地域の方々の取り組みを異業種を交流させて、何とかこう地域を盛り上げていこうという事業で、今年ですね、2つの事業が採択されました。下河内の里山を守る会、いわゆるお蕎麦をつくったり、あるいは地元の産品で加工品で販売したり、ゆくゆくはレストランを運営していこうというようなことも言われていましたけども、そういった取り組みが1つ採択されました。それからもう1つが、ワーイワイさんですね。これも地元の布切れとか紙なんかを、そして魚をモチーフにした何かをつくって、こう売り出していこうということで、今年は2つの事業が採択されて、今、紀北町ではですね9団体が登録されております。これ県下で61団体しか登録されておられませんので、結構な紀北町というのは元気だと思います。

で、さきほど紀北町に来てどういうことを感じましたかというお話を聞きましたけども、私はこういった地域の方々、それぞれの団体、ものすごい元気だと思います。ですから、私はこの今のいう6次産業をですね、新しい産業を起こしていくには、ものすごいこう土壌というのすかね、ポテンシャルがあると思っております。食材、人材、技術といったこう地域資源は、もう本当に紀北町は県下でも有数の力を持っていると思いますので、私は、こういった6次産業、新しい産業をどんどん進めていくのはいいことだと思っておりますし、役場としてもですね、いわゆる国の補助金ですね、こういったのを積極的にとってきまして、去年も農林省の補助金を職員が見つけてきましてですね、それで下河内の里山を守る会の方にご紹介をさせていただいて、今でも職員いろいろお手伝いさせていただいております。

ですから、何もやっていないというイメージでとられると、ちょっと困るんですけど、町としても垣内議員おっしゃられたようにですね、新しい産業、いわゆる6次産業を推進していくためにですね、積極的に勉強して補助金を探してとれるものとはって紹介をする。あるいはお金がないでカバーできない部分については、職員が汗を出してお手伝いをする、こういった取り組みをさせていただいておりますので、これもですね、来年、再来年すぐ効果が現われるわけじゃありませんけども、一生懸命取り組みをさせていただいているところで

ございますので、いろいろまたご指導、ご鞭撻などいただければありがたいと思います。

以上です。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

よくわかりました。いろいろ考えてくれておるんで、私らから見るとどうもその執行部の方は3人とも慎重過ぎるのやないのかなという懸念は持っておったんですけども、いろいろ副町長も考えてもうとるといふことで、ただね私も下河内のこととか、ワーイワイさんとか、港市さんのことも知っておるんですけども、確かに皆さん一生懸命になってやってみえて、ほかの近隣の他町村のことと思うと、なかなか元気があるなという気はするんですけども、ただ、20代、30代のその世帯主というんか、そこで子育てをして一家族養うという男の人の働く場所が少ないわけですね。今ほとんどの人はここに社長おる水産輸送とか、土木の仕事とか、そういうことに結構就いておる人が多いんですわ。

ただ、そういう人がその高速道路が終わったら仕事が極端に、特に民主党になって公共事業が減るのやないかということ、ある程度減ってくる。そうするとおじいさん、おばあさんの仕事が我々農業者の会もそうですけど結構あるんですけども、30代、40代、50代という一国の大黒柱の人の仕事が、これから大変になってくるんやないのかなと、その人らはそうするとどうするかというと、もうやっぱり都会へ行く、行って仕事をしてくる、出稼ぎに行くとか、そういうことぐらいしかないなってくるんやないのかなと、そういう懸念があるんですけどね。それにはやっぱりある程度足を地につけた産業も大事なのかなと、それには失敗したらこれどうにもならんので、できるだけ早めにその勉強、研究、市場調査、そういうものをやるべきやないかなと思うんですけども。今、こちらへ来て1年半の副町長に聞いたんですけども、川端収入役はこちらの人で、ずっとこちらに役場へ勤めておると思うんですけども、どうですか、一言意見聞かせてもうてもいいですか。

川端龍雄議長

垣内唯好君、通告以外のあまりこう、やはり町長に、町長の姿勢のほうで質問してください。

18番 垣内唯好議員

あっそうですか、そしたら今言うたように30代、40代、50代の働き盛りの人の仕事がこれから減ってくるんやないかなということについては、どうですか。そういう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご心配をされるのはよくわかります。人口も減っていく、それから国全体のですね、活力が大企業を中心、あるいは自動車産業がいろんな底辺を持っているけども、それが税制の国の支援によってですね、ちょっと息を吹き返しつつありますけども、それはこの紀北町としてはですねあんまり、海洋ゴムさんは関係ありますね。それだけですが、地場の産業として関連するもの、しかもそういう30、40、50の人たち、中堅の人たちが一生懸命できる仕事、雇用等が待たれるというのはよくわかります。私もそう思ってますけども、それぞれの社会に順応した、社会が求めるものがやっぱり商売として成り立つんですよね。その原則を我々も行政もですね、情報をしっかりとって商工会等とも連携を組みながら、提供をさせていただきたいと思ってます。

川端龍雄議長

垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

いろいろ話聞かせていただきましてよくわかりました。人口が減るというのはこれもう確実な、ほぼ確実なんですけども、そういう中で、どういう町を目指していくかということも、いろいろ考えてくれてますもんで、ちょっと私も安心しましたけども、具体的に始めるということが、まず始めんことには前へ進んでいきませんもんで、そういうことも含めていろいろとこれから考えて、ひとつ行政としての役割、民間としての役割、民間主導になるにしてもやっぱり最初行政のほうで人集めにしても、雇用確認にしてもやってもらうということやら、民間だけでは一番最初はできませんもんで、そういうことも含めて、ひとついろいろと考えると、これからの紀北町の産業ということについては、新しい産業も含めてひとつよろしく願いいたします。これで終わります。

川端龍雄議長

これで垣内唯好君の質問を終わります。

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

3番 近澤チヅル議員

おはようございます。3番 近澤チヅル、平成21年9月議会の一般質問を行います。

まず初めに、新型インフルエンザの本格的流行について、当町の認識と対応についてお伺

いたします。今年4月にメキシコで出現し、6月には世界的流行となったこの新型インフルエンザ、その感染の拡大の勢いが8月に増し、本格的な流行宣言が出ました。国立感染症研究所感染症情報センターによると、全国約5,000箇所の定点医療機関からの報告で、インフルエンザの感染者が8月30日までの1週間で1万2,007人に上り、全国平均で1定点の医療機関の感染者数が2.5人となったということです。

このインフルエンザの定点観測値が1を超すと、流行期の目安とされております。通常の季節性インフルエンザは過去5年間の平均では、その後8週間で流行のピークを迎え、流行は17週間続くと言われております。このため9月下旬から10月にもピークの流行を迎える可能性があります。厚生労働省は対応策を考えるうえでの参考値として、新型インフルエンザの流行シナリオを8月28日に公表しました。通常の季節性インフルエンザの2倍程度にあたる国民全体の20%、5人に1人、約2,500万人が発症すると推定しております。ピーク時には1日当たり約76万人が発症し、4万6,400人が入院すると推計しました。軽症やほとんど症状が出ない感染者も含めると、国民の半数が感染する可能性も示しております。必要以上に恐がるのではなく、冷静に判断して対応することが大事になります。

当町においても対策本部が設置されました。10月25日には町長選挙もありますが、その時期に流行のピークが予想されます。油断はできないと思います。切れ目のない責任ある対応を求めて、(1) 従来のインフルエンザと新型インフルエンザの違いは何なのか。

(2) 流行の広がりや病状について、町民や医療関係者に正確な情報提供をすべきです。

(3) 予防や医療にかかる医療費の軽減負担のための財政的援助、ワクチン接種には町独自の助成を求めます。

(4) 開業医や総合病院などの連携を密にして、重症者の受け入れ体制の強化を図るべきですが、以上4点につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、安心して子育てができるよう、子育て支援のきめ細かい対応を求めて質問いたします。

さきごろ発表された昨年の合計特殊出生率、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均は1.37で、最低だった2005年の1.26から3年連続少し増えました。しかし、生れた子どもの数は横ばいの一方で死亡者数は最多となり、日本の人口は前年比で5万1,000人余り減となり、過去最大の減少を記録しております。紀北町でも19年、20年度の生れた子どもの数は、91人、97人、一方で死亡者は303人、280人、人口は2万224人、そして20年度3月31日では、1万9,788人で前年比436人の減となり、400人を1年間で超える人口が少なくなっております。

す。少子化と人口減少は社会が活力を失い、衰退傾向にあることを示すものです。少子化はこの数10年間国際的に見ますと先進諸国には共通の悩みでした。しかし、フランスでは国を挙げて解決に取り組み、2008年2.02まで回復させております。スウェーデンは1.91、イギリスは1.9なども同様です。その中で、日本だけが低水準のまま先進国中最低になっております。

また、4月1日現在の15歳未満の人口は1,714万人で28年連続の減少、総人口に占める子どもの割合は35年も連続して減少し、日本は13.4%です。20年度末、紀北町は10%です。10.1%までいってないと思います。11%までいってない、約10%です。米国アメリカでは20%、中国では19%、ドイツは14%ですが、これらを下回り、これも世界最低水準とのこと。子どもを生み育てることが難しい社会は、やはり大変なことになると思います。世界では当たり前前のルールがないのが日本の社会です。

1つは働き方のルールの問題であり、紀北町ではさきほどの質問の中でもありました働く場所の問題もあります。もう1つは子育てへの経済的負担です。ヨーロッパ諸国では国が子育てに責任を持ち、経済的負担のない国もあり、また経済的負担が軽いのが普通です。ところが日本では子どもを持つ世帯の6割以上が、生活が苦しいと答えております。そして平均2人以上の子どもをと願っているにもかかわらず、実現はできておりません。希望が実現できるようにするのが国や自治体の仕事であり、政治の責任だと思います。子どもは地域の宝ものです。安心して子どもを生み育てることができるよう、きめ細かい対応を求め質問いたします。

(1) 出産育児一時金が35万円から39万円に拡大されました。このことに対する町長の見解と、23年以降の対応について。

(2) 妊婦健診、4月から14回すべて無料になりました。一部の検査負担しか助成していない自治体もあると聞いておりますが、当町の実施状況はどうか。

(3) 子どもの医療費無料を小学校卒業まで拡大し、窓口で無料になるよう求めます。

以上3点、子育て支援、町長の考えをお伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの本格的流行についてのご質問ですが、現在、全国でインフル

エンザの集団感染が相次いでおり、厚生労働省では感染症発生動向調査により、インフルエンザ定点あたりの報告数が流行開始の目安としている1.00を上回り、インフルエンザの流行シーズンに入ったことを発表され、また、三重県でも流行期に入ったことが最新のデータで確認されております。

まず従来型、つまり季節性のインフルエンザと新型インフルエンザの違いについてであります。症状や感染の仕方、または予防対策等、従来型インフルエンザと変わるところはありませんが、新型のインフルエンザウイルスのため、誰も免疫をもっている人がいないことから、感染しやすく大流行する可能性が高いという点が違いと言えます。

次に、流行の広がりや病状について正確な情報提供をすべきとの意見についてであります。新型インフルエンザの感染拡大が懸念されている中、感染者の情報が気になるところであります。現在の感染者情報の把握は、三重県感染症発生動向調査の結果から把握しております。尾鷲保健所管内の8月31日から9月6日の1週間の感染者の報告はされておられません。

しかし、この情報は指定を受けた医療機関からの報告で、すべての医療機関からの報告ではないため、全数を把握することはできません。また報告内容もあくまでもA型インフルエンザということで、新型インフルエンザであるかどうかの確認検査を行っていないことから、住民の皆様には正確な流行情報を提供することは困難と思われれます。

次に、病状についてであります。さきほどのご質問でも述べましたとおり、通常の季節性のインフルエンザと同様の症状で、発熱、咳、くしゃみ、のどの痛み、頭痛、寒気、倦怠感、鼻水、鼻づまりなどです。また下痢や吐き気を伴うこともあります。ただ、糖尿病やぜん息等の基礎疾患を有する方、及び妊婦等で重症化するおそれがあります。

次に、新型インフルエンザワクチンの接種者への助成についてのご質問であります。新聞報道等により、接種医療機関の指定や接種対象者を限定するとの情報はありますが、接種方法や接種料金、低所得者に対する負担軽減等の詳細については、今後示されることになっております。町としても、その動向を見極めたうえで、対応していきたいと考えております。

次に、入院の受入体制の強化についてのご質問についてであります。現在インフルエンザの診療については、4、5月の発生時のような特別な医療体制はとっておらず、地域の医療機関で受診することになっております。診察の結果インフルエンザと診断されても、重症でない限り自宅療養となります。入院が必要な場合は、通常の医療体制のもとに近隣病院で対応していただけることになっております。

次に、出産育児一時金についてであります。出産育児一時金が35万円から39万円に引き上げられ、また、直接支払制度の創設によりまして、出産に際し、まとまったお金を用意する必要がなくなりましたことは、お金の心配をすることなく、安心して出産に臨むことができるようになり、少子化対策に一筋の光が射したものと考えております。これらのことにつきましては、条例改正及び予算の承認をいただいたあとで、町民の方々に、町広報でお知らせすることにしております。

しかしながら、出産育児一時金の引き上げ及び直接支払制度は、平成23年3月31日までの暫定的措置であり、その後の出産育児一時金制度については、国によると引き続き検討を行うとのことですが、妊産婦の経済的負担の軽減を図るために、町といたしましても、少なくとも同程度の措置が継続できるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、妊婦健診14回無料の実施状況についてであります。近年、出産年齢が高くなり妊婦の健康管理がより重要になっていることや、経済的な理由により健康診査を受診しない妊婦も見られ、妊婦健康診査の重要性が高まっております。

そのため、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることで、出産率を高めることにつながり、少子化対策としても重要な施策だと評価していることから、本年度から公費負担による健診回数を昨年度の5回から14回健診を受けるための予算を措置し、妊娠初期から妊婦健診受診券が有効に利用できるよう周知し4月から実施しております。

実施状況につきましては、まだ年度途中でありますが、現在のところ妊婦健康受診券の発行者数は79名で、受診券利用回数は延べ316回となっており、6回以上の受診券を利用された方が多くなっており、今後、より一層利用されるものと考えております。

次に、子どもの医療費、いわゆる乳幼児医療費助成につきましては、6歳到達年度の未までの医療費が実質無料というものの、窓口でいったん医療費を支払わなければならない、議員ご指摘のように乳幼児医療費を現物支給という形にすれば、窓口での支払いがなくなり、出産育児一時金の直接支払と合わせて、子育ての負担軽減につながるものと思われませんが、これは三重県の制度であり、町が単独で現物支給とすることができないため、県のほうに働きかけていきたいと思っております。

また、助成対象を小学校卒業まで拡大してはどうかとのご提案につきましては、子育てを支援するうえで、有意義な方策であるとは思いますが、対象を拡大する分にかかる費用は県の補助対象外となり、全額町の財源にて対応することとなります。財政状況が引き続き厳しい状況にありますので、今後、他の政策との優先順位や他市町の動向も踏まえながら、検討

してまいりたいと考えております。以上でございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

新型インフルエンザにつきましての1問目から、再質問いたします。

今のお答えですとですね、症状にはあまり変わりはないが、新しいウイルスで免疫がないのが、特徴というお答えでしたが、1回目でも言いましたように、本当にそれだから恐いし、それだから通常の季節性インフルエンザの2倍の感染能力があるということで、そのところが特徴だと思うんですけども、そのほかにこの新型インフルエンザの特徴っていうんですか、どういうところがあるのか、もう鳥インフルエンザとですね、勘違いしている方もみえてですね、町民の中にはこんがらがっているところもありますので、恐がる必要はないんですけども、重症になった場合も出てきますので、そのところの認識はどうか、もう一度お伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げたとおり、免疫を我々は持ってないので、大変感染してしまうと流行していくということで、しかし、国、県の判断によりますと、これは弱毒性であるということでは言われてます。だから現在のところは医師、あるいは病院で診察を受けて、治療というか対応していくべきであるということでもあります。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そういうことですが、9月13日のNHKでもですね、夜、特集を組んでいまして、新型ウイルス未知の脅威というんですか、なぜ急に重症化するのかというテレビも1時間放映がありまして、町民の皆さんも見て、警鐘だけじゃなく重症化する恐れがあるということも、今回の未知のウイルスのところだと思うんですけども、そういうところで1も2も同じことになっていくと思うんですけども、そのところは正確に情報を提供すべきではないかと思えます。

町のインフルエンザの状況、情報提供なんですけれども、早速これ8月24日における現在

で広報にこの新型インフルエンザQ&Aというのが出ました。このことは今から出すという自治体もあるとの報道も今朝の地方新聞にありましたが、紀北町では一步前進しているな、先にやったということを評価いたします。

その中でもですね、8月24日における情報ということですね、その重症化に対する警戒というところが、ちょっと抜けているところもあると思います。そして厚生労働省もですね、Q&Aという形で書いて、もう8月、これ末にはその重症化に対してはこうしようということが書かれておりますが、もう一度、町民に正確な情報を提供すべきだと思いますが、そのところの考えはどうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

役場でですね、収集できた情報については、町民の皆様提供するつもりでおります。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

もう厚生労働省もですね、この時点では軽症化で広がるとか、新しいのとかということで、重症化に関しての情報はなかったんですが、その後変わってきていると思いますので、騒ぎ過ぎては駄目なんですけれども、やっぱり油断は禁物だと思いますので、重症化の場合の情報はこれにはありませんので、是非そのところを検討願いたいのと。

これは広報に一回入ったんですけれども、本当はこのQ&Aを出したねらいというのですか、それは正確にこれでは伝わってこない部分、見ておくのが行政としてのねらいだったんか、これを保存しておいてほしいのかというところ辺の提示が何もないんですけれども、もちろん町民はこういう町の広報が情報提供の一番になると思いますが、保存して手元に置いていくような方法も、再度中身のその重症化の事例もそうですが、必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これを皆さんに提供することによって、よく読んでいただいでですね、これにはいっぱい入ってます。どうしたら予防できるのか。それから感染したときには、どうすることがいい

のかというようなことが書いておりますので、それをしっかりと読んでいただいでですね、ちゃんと保管していただくといいと思っております。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

保管していただく、それを含めてもう一度出していただきたいというのがあるんですけど、これはある日本生活協同組合が組合員さんに出した、役立つインフルエンザの対策保存版って入っているのが、ああこれは取っとなあかんのやなというのが、よくわかると思うんですが。そして重症化に対しての住民の心構え、もちろんそれは何よりも行政のほうが必要だと思うんですけども、そういうところも欠けておりますし、この一番の目的は新型インフルエンザには感染しない、させないよう気をつけてください。これがこの一番の町民に対するねらいだと。

今、私たちできるのはこれなんですから、やっぱりこのQ&Aというよりも、この新型インフルエンザに感染しない予防が大切なんだって、パッと見てわかるような表示方法にして、私はもう一回出すべきだと思うんですけども、これはですね、インフルエンザを予防しようという、これはほかのところもそうなんですけれども、こういうふうに一目見ればわかるような表示になっているので、よりわかりやすく、そして早く出してくれたんで、少し情報が少ないところもありますので、中身を再度になりますけど、もう一度よくわかるように工夫して、出していただきたいと思います。

そしてマスクについてもですね、この中にインフルエンザを防ぐには根拠ははっきり、感染予防にマスクはどの程度有効ですか、はっきりしていませんということも書いてあって、マスクは発病した場合に周囲に広げないための使用が第一の目的だということは、書かれているんですけども、なかなかこうちょっとよく読まないとわからないような表示になっておりますので、今、町でもマスクを備蓄して備えておりますけれども、町民の中にもですね、マスクをすることが一番の予防だと思って、誤解している部分もかなりあるかと思っておりますので、そこのところの表示も、やはり町内にもマスクがもうないという情報も入っておりますが、第一の目的は感染したときに、うつさないようにするのが、マスクを使用する目的だと思うんですが、そこのところを工夫すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

第一弾出したんですが、いろんなこのインフルエンザの流行とか、社会状況が変化してきたときにですね、もう一回議員がおっしゃるように、わかりやすい、見やすいこういう広報ですね、報告の仕方、報道の仕方というものは必要であると判断させていただいたときに、またご検討をさせていただきます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非、検討していただきたいと思います。そして正確な情報ではですね、2番に移っていきます。全体を把握できないような状況で、そういう答えでしたけれども、やはり今のままでいいのかなという不安もありますし、県からの情報がこれではゼロに近いのではないかなと思います。全体を把握できるような状況には、町として県からの情報を待つんじゃなくて、発信していくことも必要だと思うんですが、そこら辺の工夫はどうなっておりますでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

情報発信すべき状況があれば発信いたしますし、しかも県との連絡を密にすれば、県内の情報、国の情報までわかりますので、その連絡は常にきちんと維持して、情報は取りたいと思ってます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

県からの情報は取るということですが、今のところでは県からの情報はわかりにくいんですね、国からのものですね。だからよりわかりやすくするように地方分権の時代でもありますし、現場でもっとこういうことを知りたいから、県としても対応してほしいという、そういうようなことの計画とか会議とかは進んでるんでしょうか、やはり不安です。このところは。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

推進会議が今もやっていますし、それとは別に対策本部を立ち上げておりますね。ですから、常に情報の収集発信はですね、対策本部と推進会議でやっておりますので、その辺はご心配なきようお願いいたします。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

ご心配なきようにですが、不安がありますので、是非、そのところも改良できるところは改善して、町民が安心するように全体数とかいろんなことが把握できない状況は、1日も早く脱して進むように国や県に是非、そういうことも申し入れていっていただきたいと思います。

続きまして、ワクチン接種に町独自の助成に対しては、国や県から示されれば対応していきたいということですが、国や県、今のところ公的な接種に対する援助はできないようになって、しないという情報が入っておりますが、今回のこのウイルスの特徴ですね、現在5歳から19歳が中心で、20代以下が全体の85%ということで、若い人がかかる率が多いというのも特徴です。季節性インフルエンザではですね、高齢の方がかかる率が多くって、65歳以上の方に対しての町の補助はあります。この子どもたちがかかる率が多いということに対してですね、やはり独自に公的負担の、町独自のことも必要ではないかと思いますが、対応を待つのではなく、やっぱりこれに対しても紀北町から発信する必要があると思うのですが、どうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げましたが、低所得者に対する負担軽減ですね。これは詳細に今後示されてくるということになっております。それから町独自でということをおっしゃいますけれども、それも考えないことはないけれども、その必要性というものは、もちろん国も県もですね、状況を判断のうえでですね、いろんな対策を講じてくれると思っています。それに準じて対応します。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

再度になりますけども、待つのではなくってですね、やっぱり今回のインフルエンザの特徴、さきほども言いましたように、子どもがかかるのが特徴ですので、是非、紀北町からでもありますね、子どもや慢性疾患のある方に対する公的負担に対しては、声を県や国に上げていてほしいと思います。町長もその方向だと理解してよろしいでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのように国、県にですね、そのことを要望してまいりたいと思います。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非、その方向で町独自、その方向での町長の答弁は評価いたしますけど、やっぱり1回目の質問でも言いましたけれども、子どもの数が減っておりますね、特に15歳未満はさきほど壇上で言いましたように、当町は10.97%ぐらいです。子どもは地域の宝ですので、是非、やっぱりワクチン接種はですね、なぜするのかと言ったら、かからないようにするのにワクチンを打つのではなくって、やっぱり重症化とか死亡とか、そういうのを防ぐために私はワクチンの接種があると思うんですけども、そのところを理解していただいて、やはり町独自、少しでも負担をするべきだと思いますが、最後になりますが、もう一度この町独自の負担に対して町長の考えをお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

同じお答えになりますけども、そのような状況判断が県で、当局でされると思います。それで町でやることになれば、もちろんこれはもう積極的にやらなくちゃいけませんけれども、先んじてするということも大事ですけども、全体の動きを見たいですね、考えます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、是非お願いしたいと思います。

それで4番目の入院の受け入れ体制の強化なんですけど、もう1つの特徴として恐がってはいけなけれども、重症化して死亡する例も出ておりますので、それでたくさんの方が患者が出て、病院に殺到して困るといようなメキシコとか、ニューヨークの例も出ておりますし、また沖縄ではそういう状況があったということは、この13日のNHKの放送で出されておりました。やはりそういうこともですね、想定して、もう最悪のこともマニュアルの1つに、そういう場合になったらどうなるのかということ、対策を決めておくのも行政の大きな責任だと思うんですけども、今のところは普通の体制からそれ以上の対策はないようなご返事でしたが、やはりしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

重症でない限りは自宅で療養してくださいと、重症になって入院が必要となればですね、地域の病院へ入院するという事で対応していくところです。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

何回も言いますが、恐がってはいけなけれども、もう重症化の事例は出ております。そして尾鷲総合病院で今医師不足ですし、ベッドの空きもないし、もしそういうことが起こったらどうするのか。また、その集中治療室ですね、人口呼吸器の設備も必要でということが、それは事実な、それで命を助かったという報道もありますし、そういう最悪の想定も、やはり計画のそのマニュアルというのですか、つくっておくべき、これが一番大事だと思うんですけど、一番で、大事なものの1つだと思いますが、いかがでしょうか。やはり松阪とか津へ運ばなくてはいけないような状況も生れてくると思いますので、一応、その手順はつくっておくべきだと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

マニュアル的なものをですね、これは通常我々は健康維持のためにですね、病院へ行き、医師の指導、相談のもとですね、どこどこへ行きなさいとか、そういう指導を受けます。それが非常に有効なことが多いですね。マニュアルというのはあくまでも状況を平準化した

ときのことでありまして、最善を尽くすというのが基本だと思ってます。考えていく必要もあろうかと思えますので、今はまだその段階に至ってませんが、考えていきます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

現在はそういう状況ではないけれども、やはり私は行政の責任としてですね、最悪の場合のそういうマニュアルも是非必要だと思いますので、計画の中の1つに入れて万全を期していただきたいと思います。

そして、このインフルエンザについてはですね、軽いからかかってもええんやというような感じもありますけれども、町民ができることといたしましては、やはり自分が感染しない。そしてかかったら人に感染させないということが、この新インフルエンザの、今町民にとって一番必要なことでできることだと思いますが、そのところの認識は同じだと思いますので、再度お伺いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

誰も健康を維持する、自分の健康を保持する、この気持ちは持っております。だからそれはそれぞれの人々が努力するんですが、行政としてはサポートするべきものについては、できるだけサポートしてですね、健康でいてもらいたいと思ってますので、その辺を基本にして対応します。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

ちょっと少し、答弁がちょっと違うのではないかなという気もしますが、大筋には一緒で、今回ですね、やっぱり感染しない。そして感染したらうつさないということが、やはり今町民にとっては一番大切なことで、その情報発信が町としても一番大切だと思いますので、再度そのところの確認をお願いして、そのことを柱に町民への情報発信をお願いしたいということですが、町長の答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどのご質問に関連してですね、新型インフルエンザに感染しない、させないという基本的なことを気をつけて対応してまいりたいし、さきほども申し上げましたけれども、町が情報収集の結果ですね、知らせるべきはきちんと知らせるよう努力いたします。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは、子育ての部分に入っていきたいと思います。町長の答弁でですね、直接払い、窓口で無料に対して光が射してきた。子育てに対してもそうなんですけれども、窓口で無料に対しての評価がありました。これは本当に今総選挙もありまして政権も変わり、町民の皆も新しい政治に対して希望を持っていると思いますが、子育てに対しても今までずっと要求し続けてきたことです、これら3つとも。そして前進しました。23年以降も町も続けるように要望していききたいということで、是非、その方向で国や県に要請していただきたいと思えますし、14回無料につきましても、これも2年という暫定期間ですが、これにつきましても2年以降の実施について、町長はどのような見解を持っておられるのでしょうか、やはり私はこれは進めていくべきだと思うんですが、これも要望していただきたいと思います。いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどもお答えさせていただいたと思いますけれども、出産育児一時金制度については、引き続き23年以後ですね、引き続き検討を行うということですが、要望は県を通し申し上げたいと思っています。これがいい制度だと思っています。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

その2番の14回の無料に関しても要望していただきたいということを、今申し上げました。その回答をお願いいたします。

そしてですね、14回も完全無料ということですが、実際の診察に行きますとですね、少し異常があった時なんかは、血液検査なんかはこの無料の中には入ってなくて、自己負担も出

ております。本当の意味の完全無料化に対してですね、何かの異常のある方は命を生み出すのにそれだけ苦勞してみえる方ですので、是非、定期健診のほかに自己負担の血液検査なんかで要る場合にも、是非、助成を町独自、また国や県へそのことを実現するために働きかけていただきたいと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この14回のね、無料健診は、これはあくまでも健診なんですよね。それからそこから異常が出た場合は治療しなきゃいかんでしょう。あなたがおっしゃるのはそのことも無料にいたしなさいということじゃないですか。

3番 近澤チヅル議員

血液検査なんかは自己負担なんです。

奥山始郎町長

ああそうですか。そこはちょっと認識しておりませんが。治療のための検査、治療と予防とですね、健診ですね。健診と治療は、治療のほうは別の保険で対応で、やっていただきたいと思ってます。だから健診は健診で14回無料にしてくれているんですから国、県はですね。それはそれでありがたいと思います。そこから出てくる治療については、自分の保険で対応すべきじゃないかと考えてます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

健診でも実費の、ここまでは効くけれども、ここからは効かないという部分が発生しておりますので、私は質問いたしました。はい。検査の時点での実費負担もありますので、そのところを完全に実施するよう努力していただきたいという質問でした。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その血液検査については調べてみます。それで判断させてください。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

3番目にいきます。子どもの窓口無料につきましても県の制度ですね、県に働きかけていくという前向きな答弁がありました。本当に町の、町長としてですね、積極的に県にも働きかけていっていただきたい思います。町民のほうもですね、県への子どもの医療費窓口、求める請願というので、三重県議会の議長に対してですね、このように署名運動も始まっております。是非、県の実現目指して紀北町としても情報発信をしていただきたいと思います。

そして窓口負担につきましてはですね、夜間とかそういうこともあるんですけども、実際に病弱なお子さんもお持ちの方は、一旦窓口で払うと戻ってくるのに3ヵ月ぐらいかかるんですね。その間にもまた何回も入院して多額のお金を準備しなければならない状況もありますので、紀北町の若いお母さんもそのような状況に置かれている人もおります。是非、紀北町として窓口で無料になるよう、積極的に29市町の先頭を切ってですね、働きかけていっていただきたいと思います。

そして、小学校入学前まで現在は無料ですけども、小学校卒業するまで無料にして、子育て支援を今要求したわけですが、これも前は3歳、4歳まででした。そしてやっと小学校入学前までに町民の運動とともに、要求とともに前進してきましたので、さらにこの拡大に向かってですね、その他市町の動向も見ながら検討していくという回答でしたけれども、是非、お隣の大紀町では進んでおりますので、そのことも踏まえて、安心して紀北町で子育てができるよう、やはり県へは県の施策が進むよう、町としては町独自の施策を実施して、頑張るって希望の持てる子育てができるよう、町長としての姿勢を示していただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のこの子育てに対する思いは、あまり変わらないと、私もね、しかし、総合的に考えた場合にですね、いろいろと国、県もですね、そのことも助成の方向で考えていただくとともに、私たちも町レベルでですね、どこまでやったらいいか、やれるのか、考えてまいります。

川端龍雄議長

以上で、近澤チヅル君の発言を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。

11時10分から再開いたします。

(午前 10時 55分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

川端龍雄議長

7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

7番 玉津充、平成21年9月議会の一般質問を行います。

今回は、前者議員と重なりますが、来る9月下旬から10月上旬に患者発生数がピークを迎えると言われております新型インフルエンザ対策と、目標の平成24年度中の完成が極めて困難になってきたと言われている高速道路の進捗について、質問します。

まず、新型インフルエンザ対策についてであります。去る8月25日に行われました教育民生常任委員会で、当町の新型インフルエンザ対策について説明を受けましたが、中身が脆弱で納得できませんでした。また、8月31日の議員全員協議会で、対策推進会議設置要綱と、対策本部設置要綱について説明を受けましたが、同じ思いでありました。当件については担当課の枠を越えた組織的な取り組みが必要であり、危機管理の観点から行政のやるべき姿や現状の疑問点についてお尋ねします。

なお、前者議員と重なる部分につきましては、省略していただいて結構です。

1つ目に、三重県当紀北地域、並びに当町の発生状況について

2つ目に、当町の対応、対策状況についてですが、9月4日の対策本部に至るまでの経過や対策行動計画、基礎疾患を持つ人や妊婦、乳幼児などの高リスク者対策、学校の対応、治療薬や予防ワクチンの状況、保健所や医師等の関連団体との連携、町民への周知についてお聞かせください。

次に、高速道路の進捗状況であります。去る7月3日に行われた議員全員協議会で、国土交通省紀勢国道東紀州事務所長から、進捗状況の説明を受けました。ほぼ同時期に尾鷲市では今年5月末現在の進捗状況をまとめて発表しました。地元新聞はいずれも進捗順調と報道しました。しかしながら、先月行われました野呂三重県知事と東紀州5市町長との意見交換会で、知事は目標の24年度中の完成が極めて困難になってきたと述べられました。国の政権交代による道路特定財源の暫定率廃止の影響なども懸念されています。

このような環境の中で、次のことについてお伺いします。

1つ目に、進捗上で当町の問題点や課題はないのか、お聞かせください。

2つ目に、三浦に設置予定の休憩施設についてですが、昨年行われた三浦休憩施設検討会から提出されました検討結果報告書で、国土交通省が整備する休憩施設に隣接し、町が整備すべきものとして一般道路とのアクセス、周辺環境の整備、情報提供施設の整備、防災施設の整備、物販販売施設の整備、この5点について、その後どのように進めているのか、お聞かせください。

また、前段の議員全員協議会で堀江所長は、概略図面はできており、それを基に用地確定の図面を作成している。近日中には完成する。乗り入れなど道路の位置変更で、休憩施設のスペースは当初計画より広がっていると説明されました。休憩施設の図面を公開していただきたい。

3つ目に、トンネル掘削土の処理についてですが、現在、トンネル掘削土は工事の都合上、各地で仮置きされ、周辺住民が我慢を強いられております。前段の全員協議会で堀江所長は、計画では23万立方メートルの土砂が不足する。県の工事で10万立方メートル、国道265号線の工事で7万立方メートル、残りは中日本高速の工事から調達すると述べられました。このときの会議の成り行きで意見が言えなかったもので、今申し上げます。

当町の赤羽川、三戸川、大河内川、往古川、銚子川など各河川の上流部には大量の土砂が堆積しており、地域住民が大変な不安を抱いております。埋立土砂が不足するのであれば、これを使うよう国や県に申し入れるべきだと思いますが、町はどのように取り組んでいるの

か、お聞かせください。

4つ目に、海山インター周辺部の排水処理についてですが、海山インターに接続する国道42号線は、1年前にも大雨による冠水で、道路上に木材などが乗り上げ、一時通行不能となりました。この小笠原地区は内頭川と小笠原川の合流地点で、度々国道が冠水します。このままでは待望の命の道が完成しても、災害時に乗り入れできないこととなります。内頭川と小笠原川の排水能力が原因であり、取り付け道路の工事にあわせて改善が必要です。町側でも十分認識されているものと思いますが、どう進めようとしているのか、お聞かせください。以上であります。以下の質問については自席にて行います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

玉津充議員のご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ対策でございますが、現在、全国で新型インフルエンザの集団発生が相次いでおり、県内でも発生が確認されております。町内におきましては、幸いにも集団発生の確認はされておられません。今回の全国で発生しております新型インフルエンザは、弱毒性のインフルエンザですが、ほとんどの人が免疫をもたないため、感染しやすいのが特徴で、基礎疾患、つまり糖尿病、ぜんそく、腎臓病、心臓病などを持つ方や、妊娠中の方、乳幼児が感染すると重症化する場合があるとされております。

町の対応といたしましては、今年4月27日に第1回目の新型インフルエンザ対策推進会議を開催してから、9月2日の第8回の対策推進会議まで計8回の対策推進会議を開催しております。また、理事者と各課長が入った連絡会議を開催し、国内、県内の発生状況の確認や町民、学校、町職員等への対応を協議してまいりました。

秋に入って、流行が一段と拡大することが懸念されますので、私としては、これまで以上に新型インフルエンザ対策を強化する必要があると判断し、9月4日に新型インフルエンザ対策本部を再設置し、全庁挙げて対策に取り組むことといたしました。

次に、新型インフルエンザの発生状況でございますが、三重県におきましては、8月16日現在で53人の発症が確認されておりますが、紀北地域及び本町におきましては、現在のところ新型インフルエンザの発症は確認されておられません。

次に、行動計画についてでございますが、本町では今年6月に新型インフルエンザ対策行動計画書を策定したところでありますが、この計画書の内容は高病原性鳥インフルエンザH5

N1、いわゆる強毒性インフルエンザに対応するものであり、それに準じて対応してまいりましたが、今回は、弱毒性のインフルエンザが対象であることから、それにあわせた行動計画対応マニュアルの策定を進めております。

その内容の柱としましては、5項目ありまして、1つ目は、町民に対する予防対策の周知徹底、2つ目は、公共施設等における感染防止対策、3つ目は、行政サービスの維持、4つ目は、一人暮らし高齢者等への対応、5つ目は、予防対策物資等の備蓄となっております。

次に、優先順位でございますが、町ではインフルエンザ感染予防のため、担当課におきまして、それぞれマスク、消毒液などの備蓄を進めているところであります。

備蓄の基本は、本人が備蓄をしていただくのが基本になりますが、インフルエンザが流行し、人にうつさないを基本に、個人がマスクや消毒液を買いたくても手に入らないときのために備蓄するものであります。

備蓄品、マスクの配付につきましては、インフルエンザが流行し、町内に蔓延しないように患者を中心に配付を行い、患者本人には、1日2枚1週間分の14枚を配付し、次に、患者の家族など濃厚接触者に配付を行っていきたいと考えております。

次に、学校の対応についてお答えいたします。

新学期が始まり学校では、徹底した感染予防に努めるとともに、インフルエンザ予防の正しい知識の啓蒙を行っており、また保護者との連携のもと児童生徒の健康観察に注意を払っております。インフルエンザの症状があった場合、早期に医療機関に受診を行い、発症した場合は学校へ報告し、学校では教育委員会、保健所へ報告のうえ、学校医の指示により出席停止といたします。

学校、学級閉鎖の基準といたしましては、学級では1週間の間で複数の発症者が出た場合、その学級を閉鎖し、複数の学級で発症者があった場合、学年の状況を見て、学年閉鎖いたします。また、1学年に複数の発症者が各学年にまたがって発症した場合、学校閉鎖の措置も取ります。いずれの場合も学校医と相談の上判断いたします。

幼稚園におきましても、同様の感染予防に努めておりますが、発症者が出た場合、状況を見極め園医と相談の上対応してまいります。

また、学校では、他校の罹患状況を早期に把握する必要から、尾鷲市教育委員会、尾鷲高等学校との情報連携も進めております。保健所には患者が発生した場合、直ちに報告いたしますし、また県下の学級閉鎖の状況も確認できます。近々、紀北医師会との連携のもと、欠席者、罹患者を学校と医師会が共有できるシステムを構築される予定であります。

次に、治療薬については、三重県が備蓄計画に基づき備蓄することとなっており、その状況につきましてはタミフルを、平成17年度に 5,000人分、平成18年度に7万 1,000人分、平成19年度に7万 6,000人分の計15万 2,000人分の備蓄をしております。

また、平成21年度も国の追加備蓄計画に基づき、年度中には19万 5,000人分の備蓄を予定しており、三重県として34万 7,000人分のタミフルを確保できることから、国の都道府県備蓄量と合わせて、県民人口の約45%になることから、国の目標とする備蓄量を満たすこととなります。また、リレンザについては平成21年度からの備蓄で、タミフルの1割を備蓄することとなっており、1万 9,500人分の備蓄を予定しているとのことでもあります。

現状では、それぞれの医療機関の診療の中で購入し対応していただいておりますが、今後、医療機関で不足が生じた場合は、県で備蓄している分を有償配分する予定と聞いております。

次に、ワクチン接種については、厚生労働省より新型インフルエンザ用ワクチン接種について、国と委託契約を結んだ医療機関で、原則として予約制で行うなどの方針と接種者の優先順位が示されました。今後、10月中旬には接種を実施する医療機関名が公表されることと思っておりますが、接種時期につきましては10月下旬から開始予定とされております。

なお、詳細については9月18日に県より、全国課長会議の報告のための会議があり、具体的な方針がこの会議で示されることとなっております。

次に、関連団体の連携については、町の危機管理課、福祉保健課、学校教育課が中心となり、それぞれの関係機関から情報の収集を図り、関係課が連携を密にし、対策推進会議で対応を検討してまいりました。9月4日に新型インフルエンザ対策本部を再設置したことから、これまで以上に全庁挙げて関係機関と連携を密にし、対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、集団感染の可能性が高い施設、保育所や高齢者の方が利用する施設との連携は、大変重要であることから、これらの施設の情報につきましては、連携を密にして収集を行い、感染拡大の防止を図っていききたいと考えております。また医療対応の分野でも尾鷲保健所との連携を図っていきます。

次に、町民への周知については、新型インフルエンザの感染を防ぐため、紀北町ホームページにより、予防対策の啓発をするとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ及び町広報紙により、うがい、手洗い、マスク着用の励行などを呼びかけました。

次に、高速道路の進捗についてのご質問にお答えいたします。

現時点での進捗状況は、おおむね順調に進捗していると伺っております。具体的には、中

日本高速道路株式会社が担当の、紀伊長島インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジ間の10.3kmにつきましては、用地取得、面積ベースは約96%、これ8月末現在で、工事は橋梁上部工の一部を除くすべてが発注され、進捗発注ベースは約15%でございます。

次に、国土交通省所管の尾鷲北インターチェンジから紀伊長島インターチェンジ間の21.2kmは、用地取得は約86%、3月末で、工事進捗は約45%でございます。

最後に、三重県所管の紀伊長島インター線の1.1kmにつきましては、用地取得は約25%、8月末においてで、工事進捗は補償物件移転の遅れなどから、町道と立体交差するボックスカルバート工事が1件発注されています。

以上、工事区間毎の進捗状況をご説明いたしました。議員がご質問の、進捗上で町の問題点についてでございますが、進捗上では、用地取得において100%でないことから、今後、さらに地権者の方々にご理解、ご協力をいただき、1日も早く用地取得を完了させることが課題となっております。これについては町もできる限り、協力、支援を行っていきたくと考えております。

次に、三浦休憩施設についてであります。これまで、近畿自動車道紀勢線三浦休憩施設、これは仮称ですが、にかかるとの検討会におきましてご検討いただき、一般国道とのアクセス、周辺環境の整備、情報提供施設の整備、防災施設の整備、物産販売施設の検討等を進められたとの検討報告をいただいております。

まず、一般国道とのアクセスについてであります。これまで国土交通省に要望を重ねた結果、道路の接続は行うとの話は伺っております。休憩施設の管理のための接続、災害等の緊急時に通行可能とするための接続、常時開放して休憩施設を介して乗り降りができるための接続が考えられるため、どの接続方法とするのかは、引き続き検討中であり決定はしていないとお聞きしております。

町といたしましては、地元の三浦区の要望もあり、休憩施設を介して常時乗り降りできる接続を、国土交通省に引き続き要望いたしております。

次に、周辺環境の整備の、海が見える工夫等の検討であります。計画の休憩施設からは海を見ることはできません。遊歩道や展望台を付近の山に整備する方法も考えられますので、今後、休憩施設の計画とあわせ、付近の道路、河川、用地等休憩施設付近全体の位置関係を考慮しながら検討してまいります。

次に、情報提供施設の整備、防災施設の整備、物産販売施設の検討についてであります。まず、物産販売施設の検討につきましては、検討会からいただきました報告に基づき、地域

の経済団体である商工会に採算性等を含め、総合的に意見を求め、運営面等を考慮しながら検討を進めていただいております。

しかしながら、検討にはできるだけ詳しい資料の提出を望まれておりますが、現時点におきましては、国土交通省から提示いただきました休憩施設のイメージ図から判断して検討をいただくような状況であり、現在、作成中とお聞きしている三浦休憩施設の計画図面を待ち望んでいるところであります。また、商工会での検討において出された休憩施設に対する意見等につきましては、国土交通省にその都度伝え、計画に反映していただくようお願いしております。

なお、イメージ図等からの推測ではありますが、休憩施設として利用可能な平地部分の面積は、約1万㎡であります。また、交通量からみた駐車台数は、小型車でおおよそ30台、大型車で12台程度とお聞きしておりますが、イメージ図からもわかるように、緑地帯などを活用すれば駐車可能なスペースはまだあると思われれます。空きスペースを有効活用し、駐車台数を増やすよう国土交通省をお願いをしております。

その他、トイレや道路情報施設等の内容につきましては面積等を含め未定であると同っております。また、休憩施設内で物産販売等を行うこととなった場合の用地としましては、休憩施設内の最良の場所に一定の面積が確保できるよう要望をいたしております。

なお、防災施設や情報施設につきましては、物産販売施設をまず先行して検討しながら、ある程度煮詰まった段階で並行して検討していきたいと考えております。

さらには、商工会からの検討結果を踏まえ、町としての考えを取りまとめ、議員の皆様のご意見も賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、堀江所長に確認いたしましたが、現時点で図面の公表は難しいと聞いております。

次に、トンネル掘削土の処理についてであります。議員ご指摘のとおり、町内の数箇所ですトンネル掘削土が山のように積み上げられ、周辺の皆様にご心配やご迷惑をおかけしていることは、私も承知をしております。これにつきましては、盛土工事の予定箇所における補償物件の移転及び工事用進入路の遅れなどから、やむを得ず仮置きしているものでございますが、工事の進捗に応じ順次搬出され解消されると伺っております。この間、周辺の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、工事期間中は生活環境面での対応をできる限りするよう、町からも工事関係者に申し入れを行っておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、海山インター周辺部の排水処理でございますが、議員ご指摘のように、昨年9月の

台風13号豪雨の際にも、インター予定地周辺の河川、小笠原川が溢れ、国道に材木等が流出して、国道42号が一時通行不能となったことは承知をしております。海山インターが供用されても大雨の度に国道42号がこのような事態になれば、高速道路への利用ができなくなります。これの解決策としては、内頭川及び小笠原川等の改修が不可欠であります。内頭川については県に要望するとともに、小笠原川は町において排水対策を検討いたします。また、現在、県において下流域の船津川激甚災害対策特別緊急事業により、河床掘削等が行われていますが、これが完了いたしますと、排水処理に必ず好影響があるものと期待しております。

以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは、新型インフルエンザ対策から再度お伺いしたいと思うんですが、おおむねですね、私が要求した質問に対して的確に答えていただいたというふうに判断します。ただ、常任委員会とかですね、全員協議会の席でこれだけのですね、今の質問が回答、答弁がですね、きっちりなされなかったというのは非常に残念な思いであります。

それでは再質問ですが、当町の対策本部が再設置されたのが、9月4日と聞いております。県では9月1日に再設置をされまして、隣の市も県にあわせて9月1日に設置したということなんですが、この当町の3日間の遅れというのはですね、このまま危機管理意識の差ではないかと思うんですが、町長、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

それからですね、もう1つ、対策本部を設置したことについてであります。これは9月4日に設置された、その前にいろいろと全協などで説明があったわけなんです。対策本部を設置されたという報告はですね、9月8日のこの議会の冒頭でですね、行政報告で議員さん知らされました。町民への周知とあわせてですね、その辺の反省点はないのかどうか、お伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町ではですね、4月の27日に対策推進会議を設置しております。その会議の中でですね、情報収集とか、発信とかをずうっと続けてきておりました。この新型インフルに対する注目度、それから注意度等がそこでずうっと保持してこられたものでございます。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

その対策本部がですね、再設置された県とのこの日にちのズレについて、その意識の差を聞いてますんで、それについてお答えください。

それから、さきほどの議会冒頭でですね、9月4日に聞かされたわけなんですけど、その辺のタイミングというのですかね、その辺についての町長の感覚はどういうふうに思ってみえるんかということについて、お答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

県は9月1日、市町では9月1日に設置したところも多いと伺ってますけれども、我々もさきほど申し上げたとおりですね、その3日間のズレというものは、反省ということはいたしておりますけれども、設置要綱におきましてはですね、急激に非常に重大な社会的な変化ということも謳われておりまして、それも考え合わせたうえでのことでありますけど、しかし、全国的には非常に多くの事例が出てまいりましたので、これは対策本部として別に立会い、再度立ち上げましてですね、対応しなきゃいかんという認識に至ったものであります。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

今、答弁いただいたんですが、ちょっと我々とですね、町長の意識に少しギャップがあるんじゃないかと思います。我々議員ではですね、いわゆる再設置の時期についてもですね、議会へのその報告についても、町民へのですね周知についても、少しですね遅れがあったというふうに思っておりますが、再度、その辺の認識はないのかどうか、お答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その3日間のズレということについては、ご指摘されたこともあろうかと思えます。しかしながら、推進会議でですね、きちんとした対応をしていくということは頭の中へ入ってますんで、その辺のところをご理解願いたいと思えます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは、次の質問に移ります。対策本部を設置されたわけなんですけど、その対策本部を設置してですね、具体的にどのような行動をとられたのかについて質問します。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは推進会議から上がってきた情報に基づいてですね、対策会議を開かなければならぬんですが、4日以降会議はまだ開いておりません。そのような状況に至っていません。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

隣ですね、尾鷲市のことを申し上げますと、9月1日に県と同じ日にですね、対策本部を設置されて、対策本部で町民への周知どうしようかということで、尾鷲市は1日1回定時間にですね、防災無線で予防を呼びかけるというような行動にうつしています。そのようなことはいいことなんで、当町も見習ったらいと思うんですが、その辺についてお伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

尾鷲市さんはそのように対応していることはいいことだと、私も思っておりますので、また、紀北町としては住民への報告、周知について検討させていただきたいと思います。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非お願いします。それからですね、対策の行動計画についてですが、対策推進会議、それから対策本部、A体制、B体制、この3つの体制があると思うんですが、それぞれの開催、の基準、どういうときにそれぞれの体制が発足するのかということをお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

推進会議はもうすでに立ち上げて、それがずうっと今も続いております。対策本部を立ち上げた場合にはですね、AとBに一応メンバーを分けておりますけれども、現在のところA体制で臨んでおります。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

対応する組織はですね、なるべくシンプルなほうが動きやすいと思うんですね。そしてこの対策会議、それから対策本部、A、Bと3つの体制はですね、私少なくとも2つにすべきだろうと思う、したほうが動きやすいというふうに思うわけですが、例えば推進会議にしてもですね、これは担当課長が座長になってやるようになっておると思うんですが、私はこのような全課にまたがるような問題は、やはり課長のその上のクラスが座長になってやったほうがいいと思うんですが、その辺を含めてお考えを述べてください。

それからもう1つなんですけど、これはですね、役場の庁舎内の対応として、どういうことを考えておられるのか。労働基準法でですね、50名以上の職場にはですね、衛生管理者を選任せないかんというふうな、こう規則があります。その辺について当町はどうなっておられるのか、お聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

推進会議のメンバーは、一応中心としては補佐級を当てております。それで県下の事例を眺めて見ましても、A体制、B体制ということは謳われておりまして、その社会的な変動というか、動きの重大性に基づいて対応をしていくものと考えております。

それから衛生管理者というものは、現在、当町におきましては立ち上げてはおりませんが、その辺の事情については副町長に答えさせます。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

紀北町におきましても、法に定められました衛生委員会というのがございます。で、私が

総括衛生管理者になっておりまして、総務課長が衛生管理責任者ということになりまして、衛生管理者につきましては保健師の資格を持った職員が当たっております。会議は開いておりませんが、その衛生管理委員会の決定に基づきまして、まず総務課長のほうがですね、どうするかということで会議を開きまして、まず職員ですね、さきほどご指摘ありましたように、うつさない、うつらないということで、手洗い、予防の徹底を呼びかけております。これはマイウェブ、それから各課で呼びかけております。

それから、万が一ですね、かかった場合どうするかということで、以前も全協等でお話ありましたように、役場職員というのはですね、広く一般の住民の方々と触れる機会がございますので、これは役場の職員から住民の方々に菌を広めるわけにはいきませんので、そこは徹底しております。まずは本人が発症した場合でございますけども、一応、発症後、基準をつくりまして、5日間経過して、そのうち2日間、ですから5日間、1日目に発症して5日間目のこのうち2日間ですね、ですから3日熱があつてお尻2日ですね。この2日に熱がなかったら、この6日目から出勤していいという基準をつくっております。

それからもう1つ、家族が罹患した場合、これにつきましては要注意ということで、ご本人さんにはマスクを着用、それから体温を定時的に計って報告するというので、一応これは出勤はしていただいておりますけども、マスク着用の義務と、それから体温を図って定時的にチェックをするということをやっております。これをいつまでやるかと言いますと、ずっとその家族の方が治ってから約1週間先まで、ですから、最短で5足す7で12日ですね、こういう期間を要注意期間ということで、ご本人さんがかかった場合、あるいはご家族がかかった場合、ダブルでチェックしております。こういった体制で役場職員も外の住民の方々に感染をさせないという意識づけのもとで取り組んでおります。以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

衛生管理者は選任されておるということで安心しました。副町長がその衛生管理者を担当しておると、総括管理者をしておるということなんでね。それではですね、対策推進会議にその衛生管理者が入ってないですよ。その辺はどうなんですか、私は入れるべきだと思いますし、普通のその職場とか企業だったらですね、当然入ってくることなんですけど、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

おっしゃるように、総括衛生管理者、責任者は総務課長になっておりますけども、対策会議はですね、さきほどご指摘ありましたように、いわゆる実行部隊ということで、情報収集機関でございますので、推進会議は実行部隊ということで、補佐クラスを委員にやっております。当然、衛生管理につきましては総務課が主担当でございますので、総務課の課長補佐が入っております、いよいよこう基準決めるときも、その対策会議のほうで諮っておりますし、課長と連携をとりながら、もちろん私も連携をとりながら、総務課の課長補佐がメンバーとして入っておりますので、そこら辺の連携はとれているものと思っております。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

では、その課長補佐とかですね、課長というその名前ではなくて、その組織体の中ですね、そういうふうな衛生管理者とか、総括衛生管理者とか、そういうふうな名前、役職名を入れてもらったほうが、私はいいと思うので、また検討してください。

それから、時間の都合もありますので、次のほうにいりますが、関連団体との連携ですね、町長は保健所だとか介護施設だとかですね、その辺のことを情報収集を密にやっていきたいというふうなこの回答だったんですが、私はその辺がですね、具体性がないというふうに思うんです。情報収集するのであっても、その方法はどうするのかですね、そのタイミングはどうするのか、誰がするのか、いわゆるその辺を具体的にですね、煮詰めなければ対策本部としての意味がないと思うんですけど、そこまで考えてやっておられるのかどうか、教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

情報収集につきましては、できる限り密度を高めたいと思いますが、その内容については担当課長、五味課長に答えさせます。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

ただいまのご質問にお答えします。町内にも保育所とかですね、老人ホームとかというふうなことで、いろいろあると思うんですけども、直接の経営してます赤羽寮、それに志子保育所につきましてはですね、毎日、感染情報、それをですね、私のほうへメールを送るようなことをとっております。

それとですね、ほかの社会福祉法人とか、それに準じる施設につきましてはですね、問題があったときにですね、すぐ私のほうへ報告をいただくというふうな連携をですね、今とれております。当然、その旨は保健所のほうへも報告するというふうなことでございますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そういうふうにはですね、やっておられることは具体的にどのようなその方法で、どういうふうについてやるのかというふうな、そういう要領までお作りになってですね、やられたほうが間違いないと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

それから、もう1つお伺いしたいのは、約800万円予算付けてですね、備蓄品の購入を計画中なんですけど、さきほどマスクについては、配付は患者を中心に配付する。そして一番先に配付すると。そして、その家族にというふうな順番を決めておるというふうなわけなんですけど、この辺の備蓄の状況をですね、今どの程度まで、どういうふうはこの仕事が進んでおることかということとですね、患者を中心に配付することなんですけど、このA型かどうかというのは判断できないですわね、今の時点でですね。だからどのタイミングが患者として見るのかということ、もう少し具体的に説明をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

備蓄の内容につきましては、さきほどの福祉保健課長に答えさせますが、医師の診断の結果ですね、A型、それから新型インフルということがわかってくると思います。今のところは、現在ではなかなか、A型はわかっても新型はわかりにくいところが現状であります。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

今回の新年度でですね、予算上げさせてもらった件なんですけども、備蓄なんですけども、入札をですね、この17日の日に入札して、今のところ申し込み者もあったということですね、そのときに計画どおり備蓄が進められるというふうに考えております。

それとですね、納入期間につきましても、今回一般競争入札を行いましたので、12月15日というふうなことでですね、指定してありますので、それは確保されるのではないかとこのように、こちらでは思っております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

はい、ありがとうございます。

それでは、高速道路の進捗のほうに入らせていただきます。まずですね、三浦の休憩所の件なんですけど、一般道路のアクセスについては、常時乗り入れができるように要望を続けていくということをご述べております。是非ですね、これは常時接続しなければ、当町の発展に役立つ休憩所にはならないと思いますので、是非力を入れてですね、要望を続けていきたいというふうに思います。

それからですね、周辺の整備についてなんですけど、海を見せる工夫については検討していくということだったんですけど、休憩所ですね、特徴のある名称を考えたらどうかという意見があったと思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在のところ、まだそこまでは至っておりません。今後、それは考えるべきだと思っております。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非ですね、その検討会の意見書というのを生かして、進めていってほしいというふうに思います。

それから、情報施設の整備ですね、町中へ誘導する仕掛けづくり、これもですね、是非考えていってくれという、その検討委員会の意見でしたよね。当然、町中へ誘導する仕掛けというのは非常に重要だと思うんですね。さきほど前者議員も当町の産業振興の話がいろいろありましたけど、町長は観光が重要だというようなことなんですが、そのうえでもですね、この町中への誘導というのは、非常に大切だと思うんですが、その辺のお考えをお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの国道との接触ですね、それは常時乗り降りできる接続を要望すると、それと関連が非常にあると思うんですね。町中へ来客を誘導していくのは、町中に来客が行きたいな、見たいな、食べたいなというふうな魅力のある施設等があれば、より効果があるのではないかと考えてます。だからそれが今後の課題だと思ってます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

防災施設の整備については、お答えいただいたでしょうか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの答弁の中で、なお、防災施設や情報施設につきましては、物産販売施設をまず先行して検討しながら、ある程度煮詰まった段階で並行して検討していきたいと考えておりますということでした。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

はい、ありがとうございました。それとこの休憩施設ですね、全体の今大きさが約1万㎡を確保するという話がありまして、それで休憩所自体はですね、小型車30台、大型車10台ですか、ほどの程度のものだと、要するにこの1万㎡のうちですね、休憩所として使う部分が何平米で、あと町がいろいろとこう使えそうなその土地というのは、広さというのはどの

ぐらいになるのか、その辺の目安を教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これ課長ちょっと詳細わかります。大体よろしいですか。それではですね、町が要望している一番ええところの物販施設等についての概略はですね、それほど大きくはない数百平米という思いがしております。そのぐらいで今のところはまだご検討、国交省の返答はまだいただいていませんので、そのぐらいと思っております。500㎡中心と。中場課長に答えさせます。詳しく。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

面積等についてご説明をさせていただきます。議員ご質問の三浦休憩施設の面積でございますが、一番最初に国土交通省のほうからイメージ図をちょうだいしたときの休憩施設全体の面積は、約1万2,000㎡と聞いておりました。ただ、その中には斜面もございますし、いろんなものもございます。その時点では平地部分が約7,500㎡ぐらいとればなというお話は聞いてございました。現在、いただいております、お見せいただきました計画のイメージ図では、平地部分は約1万㎡というふうに聞いております。これにつきましても、工事の計画の段階でいろいろな形が変わってきますので、おおよそということで認識をしておいてほしいという、伝達がございます。

次に、町がする施設等につきましては、町のほうとしては、どれぐらいという数字までははっきり言ってないんですけども、できたらほかの休憩施設を見てもトイレの近く等にそういうものがあるところが多いし、そういうものがベストであろうという考えのもとから、国土交通省のほうへはできるだけその部分へお願いできないかという、要望はしてございます。また商工会さんとの打ち合わせの中でも、一番良いところへできるだけということで、大きさ等も今後検討していかなければならないという、ご意見もちょうだいをいたしております。

以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それではですね、次に掘削土の件なんですが、当町の過疎地域とかですね、水害の被災者たちへのその要望に応じて、やはり不足分はそのようなところからですね、当町のそういう問題点を解決するのに、積極的に要請をしていただきたいと思いますのですが、そのことと。

もう1つですね、昨年6月議会の一般質問でですね、私はこの三浦の休憩施設の工事にあわせて、三浦の大瀬川の河床掘削について要望いたしました。それについては検討するという回答いただいておりますが、これその後どうなっておるのでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはですね、まだ具体的な面積、数値等がまだ入手できておりませんので、今後、要望することをまとめてまいりたいと思っております。詳しく建設課長に答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほど言われました三浦の大瀬川の河床への堆積土砂の件でございますけれども、この件につきましては、県にも申し入れを行いまして、国土交通省でも検討はしていただきました。ただですね、地元からもそういうような要望は出ておりますけれども、堆積量に関しましては河積を阻害しているようなものではなくですね、かえってそれをとることによって、施設に悪影響及ぼすというようなこともございますので、現状ではそれはそのままということでございます。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

今、まず町長から答えていただいた件なんですがね、実際に先日の説明会で、堀江所長が23万㎡不足すると言ってます。これを町長はですね、今、数値がわからないと言われたんでは、ちょっと困るなというふうに思いますんで、是非そのことを頭に入れて要望していただきたいというふうにお願いします。

それから、大瀬川の件についてですが、堆積は少ないというふうに言われておるんですが、課長、紀北町の河川管理、管理する立場としてですね、今の大瀬川、あれだけですね、川なのか、草がぼうぼうに生い茂りですね、堤防の高さまで草が覆っておる状態がですね、あれ

が正常な河川と言えるでしょうか、その辺の河川管理についてもですね、考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず大瀬川につきましては2級河川でございまして、三重県の管理でございまして。河川の区域はですね、国路42号から今、議員がご質問の高速道路の予定地付近まででございまして。河川の現在の状況でございましてけれども、議員が言われますように、大瀬川の下流付近では川の中に多くの草が生えておりまして、河堰が少なくなっておると言いますか、洪水時にいろんな懸念がございまして、その件につきましては県に草刈り等の要望をしております。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

これについてはですね、地元の方もやはりあの河の管理について、やはり要望というか、もっと川の整備をしてくれという要望も出てますんで、是非ですね、やっていただきたいというふうに思います。

それから、次に海山インター周辺の排水の処理なんですが、内頭川、小笠原川のもですね、状況については町長もよく認識されておられておりまして、あそこが冠水すれば、高速道路が使えなくなるというのもよくご存じだというふうに思いました。したがってですね、これはこのインター線の工事期間中に、是非改善ができるようにですね、要望していただいたいというふうに思います。

それから、これ担当課長に伺いたいんですが、この高丸山トンネルの入り口付近の国道42号線のこの改良をですね、これに伴って地元地区への説明会をお願いしたいということで、課長のほうにも国交省のほうにも意向を伝えてあるんですが、その辺はいつになるのかわかりますか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が質問されたのはですね、高丸山トンネルの坑口付近から、

海山インターまでの国道42号の歩道の延伸でございますけれども、この事業につきましては、現在、国土交通省の中で計画はされております。間もなく工事が発注されるというふうに聞いております。ただですね、これの地元説明会といいますのは、国土交通省にも確認はいたしましたけれども、個別のですね、説明会はせずにやらせていただきたいということでございまして、ただ、状況によりましては地域の代表の方には相談はさしあげたいということでございます。

町長の答弁でもございましたけれども、それぞれですね、河川管理者においてその排水処理をしていくということでございまして、国土交通省は高速道路の事業において、この排水処理については対応はできないということでございますので、それぞれ内頭川、また小笠原川、河川管理者においてその排水対策を行っていただきたいというような国交省の回答でございました。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

この問題はですね、国交省だけじゃなくって、いわゆる林道も関連してきますよね。林道の橋がありまして、それに流木が詰まるとかですね、それからそのすぐ下にですね、いわゆる42号線の暗渠があって、そこでしかも直角に川が曲がっておるといようなこともあって、その辺の排水をですね、これ真剣になってやらないとね、何回も言うように高速道路ができて、その使えんときが出てくるということになるので、この小笠原川というのは町の管轄ですよね。だから町も主体的にやらないかんし、この工事があるときがですね、その国のほうの予算でやるチャンスだと思うんですよね。是非、強力にやっていただきたいと思うんです。

それと地元説明会についてもですね、ここの地区というのは相賀区でもないし、船津区でもないというちょっとですね、離れた事情があるようなので、だからそこら辺の周辺ですね、皆さんに是非説明するですね、機会を持ってほしいというのが町民の意向なんでね、是非それに添うように、活動をお願いしたいと思うんですが、課長、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

はい、よくわかりました。さきほど答弁させていただきましたように、間もなく工事も発

注される予定と聞いておりますので、再度、国土交通省と協議いたしたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そういうことでね、インフルエンザの問題と休憩施設の高速の進捗状況を絡めて、地区のですね、問題点を申し上げましたので、是非、真剣に取り上げてですね、意見を取り上げられるところは十分くんでいただきたいというふうに思います。以上で、私の質問終わります。

川端龍雄議長

これで玉津充君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩して、午後1時10分から再開いたします。

(午後 0時 16分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 09分)

川端龍雄議長

2番 中村健之君の発言を許します。

2番 中村健之議員

議長の許可をいただきました。早速、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、第1次産業であります。農林水産業の振興について、町長にお尋ねをいたします。昨今、日本の農林水産業は壊滅的な状況に追い込まれております。かつては町民の生活を支え、また文化の発展にも多大の影響を与え、2次、3次産業との連携にも重要な役割を果たしてきました。まさに1次産業は当町のみならず、日本にとってもその発展に大いに寄与してきたところでございます。

農業については、現在、大型企業が農業参入し、物流、加工、販売まで一貫して手がけ、鮮度の高い農産物をより安価で提供をしております。改正農地法がうながす企業の農業参入がじわりと動きだしております。ただ、天候のリスクなど不透明要素を多く抱える農業を、安定したビジネスに昇華させるのは至難の業でありまして、関係企業でさえ黒字化の時期は値が出るまでわからないと申しております。企業参入が今後も相次ぐかどうか未知数だと言われております。

当町においては少子高齢化、1次産品の輸入増大、農産物の価格低下などにより、農業所得の低下、後継者不足が深刻な問題となっております。その施策として地産地消の推進、特産物の開発を図るなどとしておりますが、現状はどうでしょうか、町長のご所見をお伺いします。

林業については、総面積の約90%が森林を占め、昔から尾鷲桧として高い評価を受けておりますが、安い外国産材に押され、木材価格の低迷は依然として厳しい状況にあり、今や山林の値打ちは残念ながら5分の1とも、10分の1とも、またそれ以上とも言われております。三重県では平成17年度、三重の森づくり条例が制定され、三重県森林づくり基本計画を策定し、林業の持続的発展、森林環境教育の振興、森林づくり参画促進などに取り組んでおります。その一例として、漁業関係団体も植樹作業を行っております。いろいろ施策はありますが、このような施策に当町も積極的に参加する必要があると思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

漁業については、日本を含む各国の沿岸海域のほとんどで、過去25年ほどの間に、地球温暖化による海水温度の顕著な上昇が観測され、魚の資源の減少が目立つなどとする調査報告書を国連環境計画がまとめました。一方、環境省は先日、海の生態系を守るために、赤潮の原因となる窒素やリンなどの濃度を改善する3ヵ年計画、海域の物質循環健全計画、これは海域ヘルシープランと申し上げますが、それを2010年度から策定していく方針を固めました。

当町においても漁業従事者の高齢化、魚価の低迷をはじめ、多くの課題が残されており、今、この問題に真剣に取り組まなければ漁業の将来はないと言っても過言ではありません。

第1次総合計画では13の施策の方向を定めておりますが、実行された項目はあったのかどうか、町長のご所見をお伺いいたします。あとは自席にて質問をさせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中村議員のご質問にお答えいたします。

農林水産業の振興につきましては、紀北町第1次総合計画に基づき実施しております。これまでに農業振興では、平成20年度から県営中山間地域総合整備事業として用排水路、井戸、ポンプ等の取水施設の改修や農道の舗装等の基盤整備事業を実施しています。

林業振興では、林道整備、森林整備地域活動支援交付金事業、造林事業により適正な森林の管理、環境の保全を図っています。また、地元製材の振興を図るため木材住宅新築奨励金交付金事業を継続してまいります。

次に、水産振興では、漁業生産基盤としての漁港、漁場の整備及び、漁場環境の保全につきましては、国の支援制度を活用した藻場等の保全に取り組むと同時に、町単事業として藻場礁を設置し、豊かな漁場づくりを促進してきたところであります。

さて、今後の施策といたしましては、引き続き紀北町第1次総合計画に基づき実施してまいります。農業につきましては、中山間地域総合整備事業による基盤整備によって、生産性の向上を図り、また、近年被害が増大している鳥獣害対策として、鳥獣害防止総合対策交付金のハード事業を活用した鳥獣害対策を検討し、生産者の営農意欲向上に努めてまいります。

林業につきましては、美しい森林づくり基盤整備交付金事業及び高齢林整備間伐促進事業等を活用し、林道整備や間伐、保育の推進を図ってまいります。

水産業につきましては、資源を確保しながらの漁業が必要と考えており、資源の適正管理による資源保護を漁業者の理解を得ながら、漁業環境の整備に努めていきたいと思っております。また、養殖漁業につきましては、持続可能な政策が必要であり、水産庁・全漁連が中心となり、生産調整を図っていくことが、重要と考えておりますが、今後、漁協や漁業者との対話の中で、養殖漁業の進展につながる効果的な施策があれば、取り組んでまいりたいと思っております。

地域産業の振興は、このような経済不況の中、農林水産業を取り巻く状況は大変厳しいところではありますが、国や県との情報交換を行いながら施策を進めてまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

農業関係のことで再度お伺いします。この第1次総合計画を見てみますと、農業では6つのですね、施策の方向としてあげております。特にその3番の有害鳥獣対策の推進については、これ私も理解しているように、町としてもですね、その対策を具体的にとられてということが伺えますが、いわゆる残りの5つの施策の方向については、いわゆる具体的などうか、達成された、また達成されているような施策が、残念ながら見当たらないというところでございます。

特に、農産物の生産拡大についてはですね、拡大とは書いてございますが、依然としてですね、拡大されておらないというふうに私は理解をしておりますが、それから大事なところでは農業後継者の育成、これはいわゆる少子高齢化の流れの中でですね、非常に厳しい状況であるということはわかっておりますよ。わかっておりますが、やはり6つの方向づけをした以上はですね、こういうことについても積極的にやっぱり取り組んでいただかなければ、農業者は段々衰退をしていく一方だというふうに考えますが、そこら辺のところはどう町長お考えですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

このように総合計画に謳っておりますけども、議員が指摘されますように、なかなか実効が上がってないということが本当ですが、認定農業者の育成に努めておりますということは、認定農業者についてもですね、実際、町内には存在しております。おりますが、議員の目に止まるほどのものではないのかも知れません。しかしながら、農業は、実際若い人たち後継者が、もうどんどん農業に参加できるような状況の醸成というのは、町のレベルでもなかなか厳しいものがあります。

ですから、この私は、1次産業全体については、ある国会議員に対してですね、農業生産にしても林政にしても、それから水産業にしましても、生産されたものの原価と、それに携わった人たちの賃金は国で補償してくださいと、お願いをしております。しかし、だからそれはすぐに取り入れられるかどうかわかりませんが、それは今度の政権交代によってですね、野党に下る党の先生でございますので、どのような結果が出てくるか、これはわかりません。私としてはそのように思っております。ここにあげた6つの方向性もですね、その

タイミング、あるいは社会情勢を考えて対応してまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

今のご答弁の中でですね、後継者に対する賃金とか、そういう対策費は国のほうで持ってくれというご回答がありましたね。やはり町長はですね、そういうふうに1つでも2つでも、我々議員に対してですね、応えられるような私は施策をとってほしいと、できる、できんは、これ別問題ですが、なるべく実現されるようにということで、今、町長がおっしゃった国のほうで持ってくれと、こう訴えるぐらいの気持ちを持っていただいでですね、やればこの衰退した農業についても実現は可能であると私は思うんですね。だから、そういう一点においてもしかり。ですから、この6つの施策についてもですね、そういうふうな前向きな気持ちを持ってですね、しかも担当課の職員が大いに勉強して、これからやっていく必要があると思いますが、やはりそういう気持ちがですね、私必要でないかと思います。農業のことはそのぐらいにしておきます。

それから、林業に移りますが、いわゆる年山ですね。年山の問題は現在どうなっているのかと、山林業も非常に衰退しておりますけども、年山の現在の状況をですね、詳しく、町長は詳しいことはわからないと思いますが、担当課長でもよろしい、それをお知らせ願いたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この年山の問題につきましては、担当課長の中村課長に答えさせます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。年山の件でございます。町貸し付け山林でございますが、今年度平成21年3月31日現在におきまして、面積としましては998.52haでございます。そのうちですね、合併後返還された面積としましては12.07㎡、そのうち植栽面積としては9.69㎡ということで、未植栽としては2.38haございます。この2.38ha等につきましては、県の補助事業も含めて22年度予算化をしていく予定でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

今、年山の状況をお聞きしましたが、段々衰退する一方であります。これはご存じのとおりでございますが、さて、林業の施策についてもですね、6つの方向性を示しておりますが、ここで特に私が気になったのは、地元材の普及の推進ということを謳っております。これは町政のみならず、これを一番渴望しておるのがですね、地元の林業関係者の方々だと私は思っております。この地元材の普及についてはですね、いわゆる地産地消ということで、町も製材、プレカットの工場ですか、それも持っておると思いますが、いわゆるこの工場だけではなしにですね、いわゆる地元産材で住宅を建てた場合は補助が出ておりますね。補助は出ておりますけども、その額や微々たるものでございます。それなんかをもう少し補助金を増やすような施策がとれないのかどうか、そこら辺、町長のお考えをお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がご指摘の地元材のもう少し利用量を増やせと、つまるところはそこに至ると思います。今のご指摘をいただいたような、地元材を使った場合の補助はご指摘のように微々たるものだとも思います。これをどのようにしたら、なお消費というか、地元材の活用が増えていくのか、検討課題として受け止めさせていただきます。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

この問題についてもですね、真剣に取り組んでいただきたい。

それから政府はですね、林業の基金設立をいたしまして、1,260億円という額を割り当てました。これはもちろん全国でございますが、我が県にはその中からどれだけくるのかということはおわかりませんがですね、こういう基金をですね、一番困っておる林業に対して、少しでも多く活用できるようにね、県、国のほうへ働きかけていただきたい。この今、政権は民主党に変わって、この1,260億円もどうなるかはわからんという話もあろうかと思いますが、これはすでに基金を設立されておりますんで、これはゼロになるということは、ゆめゆめないと思いますが、この取り組みについて、町長のお考えをお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

林政につきましても、県の当局へですね、いろいろ要望しますけども、林業そのものが持つ大きな多面的な機能というものは、これは大事なもんだと思っております。ですから、これは町においては90%ぐらいの森林が占めておりますけれども、国においても相当の高い森林の占有率だと思えます。これをいつまでも不況のままでは、この地方も、それから国全体も難しいと思えますので、いろんな問題が議論される場もあります。林業協会の中でやりました。やりましたけども、これはどのように県の政策、国の政策に反映するか、まだ実効が認められませんが、この思いは強く抱いていきたいと思っております。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

林業においてもですね、ひとつよろしく、この前向きな姿勢をとっていただきたいと思えます。

さて、漁業のほうに入らせていただきますが、漁業はですね、施策の中でも一番多い、私は檀上でも申し上げましたが、13の施策の方向ということで書いてございます。農業も林業も非常に当町にとっては大事な産業でございますが、漁業についても、なお重要な産業でございます。そのために13の項目を書いてあるのだと、私は解釈しております。その中でですね、豊かな漁場づくりだとか、漁協合併の推進というところの項目もございます。その漁協合併の問題に関してですね、町長もその中の委員になっておると聞き及んでおりますが、その漁協合併は現在どのような進捗状況にあるのか、これをひとつお知らせ願いたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

伊勢湾からこちら、外湾漁協の合併に今、私も委員として出席を、昨年の発足時に出席をさせてもらいました。今年も9月にありましたが、ちょうど予定がもうすでに決まっておりますのでできませんでしたが、数は間違えたら訂正しますが、12漁協の、とりあえず今年度の合併を実施しようという動きであるというふうに通知をいただいております。漁協を合併することによってですね、より強力な漁業者の皆様方の団体として、持続を可能にしていこうという思いだと思っております。これは国、県の指導のもとに進められておりますので、こ

れをできるところから推進するには、私も微力ながらも応援したいと思っています。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

この漁協合併についてはですね、私も以前は水産関係団体におりました関係上ですね、非常に重要な問題だと、私とらえております。さきほども言いましたように、施策の方向でですね、漁協の合併と、いわゆる組織づくり、組織を強化するための合併ということでございますんでね、町長、今度も真剣に腹を据えてですね、委員として大いに漁協合併可能になるようなご意見をお願いしたいと思います。

それから、今現在、熊野灘沖へ設置されている浮き魚礁がありますね。この浮き魚礁は、今大体、熊野灘沿岸には紀宝町沖から志摩の沖まで、県は5基を設置する予定でおりますね。それから現在は3基を設置済みだと聞いております。この浮き魚礁については各漁業者の方がですね、負担金といたしますか、協力金といたしますか、そういうお金を払って浮き魚礁で操業していると、カツオ、シイラ、その他の魚は回遊魚で浮いたものへ付くという習性がございますんで、その浮き魚礁によって漁業者の方たちも魚を釣って水揚げしているということ聞いております。

以前は、孟宗竹をですね、筏のように組んだ浮き魚礁を以前はしておりました。そのときでもその魚礁に魚が付いてですね、漁業者の方たちが漁をされておったと聞いております。今のこの浮き魚礁はですね、強化プラスチック製において、竹の浮き魚礁とはちょっと浮き魚礁なりが違いますが、そういうことも1つの施策であろうと思います。私は以前ね、以前の一般質問で、いわゆる海洋牧場といいましてね、これは国の施策ですが、その実験段階として九州の長崎県においてですね、試験にやったことがあるそうです。その海洋牧場というのは、いわゆる海底に魚礁をつくってですね、今話した浮き魚礁ではなしに、海底に大きな魚礁をつくって、その湧昇流、この潮が上ってくるのにプランクトンが付くと、そのプランクトンに小魚が付いて、いわゆる食物連鎖でですね、大きな魚まで寄ってくると、これは大きなプロジェクトでね、それを日本沿岸に5つ作る予定であったわけです。私はその質問のときにですね、その海洋牧場を熊野灘に設置するよう働きかけ運動してはどうかと、当時の水産振興課長のときですから、その話はどうなったのか、質問してからしばらくしてその課長に問い合わせたところ、漁業者にもご意見をお聞きしてからということで、それなりになっております。

いずれにしても、こういう国、県のですね、補助金が出る政策については、特に私は積極的に立ち向かっていかなければですね、当町は今財政困難やとか、財政逼迫やとかいろいろ言われております。そういうときのためにも、やはり無料でできると言うたら語弊ありますけども、やはりそういうプロジェクトへ積極的に、どういうプロジェクトがある、どういうやつがある、大きいから小さいのまでね、やはりその情報を入れておかなければ、それに対応することもできないわけですよ。そのためにとっては何ですが、県とのパイプを深めるためにもですね、副町長にお出で願ったと、そればっかじゃないですけどね。そういうこともございまして、県には県のパイプ、情報というのはやはり副町長が中心となってやっただくというふうなことは、これ理想の形やと思いますよ。だから、そういうことについてもですね、積極的に取り組んでいただきたい。

それから、ここ9月10日の中日ですが、これ載っております。「県内漁業者、5年で2割減」という記事が載っておりますが、まさにこれは漁業衰退の、これもう衰退が進んでおるんですよ、ご存じのように。その一経過だと思います。私はこれを見てですね、非常に悲しいというかね、残念な気がしてたまらないわけです。だから私主に、魚礁のことについてお話をさせていただきましたがですね、だからそういう魚礁だけではなくて、ほかの政策についてもね、漁業についてはこういう具体的な方策を上げてですね、この総合計画では農業でも言いましたけども、実現されておるといふ項目は見当たらないわけですよ。だからそういうこの個々に示した施策を全部やれとは私は申しません。1つでも2つでも3つでもできることからやっていくというふうな姿勢が大事じゃないでしょうか。いかがですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この度、漁業者には負担なしの環境生態系活性化支援事業というのを始めました。これは町も応分の負担をしてまいります。しかしながら、それは特に磯焼け、藻場造成等をですね、沿岸漁業に対して資するものであります。これはいい事業だと思いますが、この藻場をつくっていくのに25年間勉強された先生がおりまして、その先生が開発したそのやり方というのは、このメニューに入ってなかったんですね。私はそれは素晴らしい考え方だと思ひまして、これは町単独で私が700万円ぐらいの予算を組ませていただきました、賛同してご可決もいただいております。これをあれは船越のところへ1箇所と、それから三浦のところへ1箇所設置をいたしまして、5年間の経過を見ていこうと、これは必ず他の漁場でもですね、効果

が出ているものであります。

これも取り組ませていただいておりますように、とにかくこの水産業もですね、魚類がそこで生れ、育ってですね、豊かな海になっていくこともひとつの漁業振興の条件だと思っておりますんで、その辺を今度は魚類がどんどん増加したら、それを丁寧に捕らせていただくという方法、何でもあるもの全部捕るのではなくて、それを適量だけ捕っていく考え方というもの、議論すべきじゃないかなと思っております。以上です。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

我が町ではですね、その漁業に携わる職員、担当職員さんですね、今2名と聞いております。それから専門の技師と申しますか、専門職員がですね、残念ながら誰もいないというこの現状です、町長。私が言いました漁業振興のためにですね、これではちょっと少ないのではないかと、お粗末ではないかと、これから漁獲を増大するための研究も必要ですし、そういうことから専門の技師が1人もいない、担当職員が2人しかいない、これをどう思いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

本庁には2人ですが、支所のほうで1人中村というのがおります。これは漁業のある部分のことをよう知っておる職員であります。その技師というほどの資格というものは有してなくてもですね、これは現在、有しておりませんが、県のほうにはおられると思っておりますんで、それをよく聞いて、で勉強する。こちらの町のためになるようなことであれば、お願ひをするというスタンスで、今のところは対応したいと考えます。

川端龍雄議長

中村健之君。

2番 中村健之議員

よろしくお願ひしたいと思います。

私が檀上で申し上げましたようにですね、我々の先達はですね、朝早くから夜遅くまで一生懸命仕事をしてですね、今の産業の地位を築いてくれた。それから文化にもいろいろな貢

献をしてくれたわけです。当の本人は生活でいっぱいだったかも知れませんが、結果的にはそうなったわけですね。ですから、この先達のことを思えば、我々はですね、安穩に暮らしてはいけないわけです。その先達のやったことを、また考え、気持ちに対してですね、どうしても応えて農林水産業の振興に努めなければならないと私は思うわけです。だから、そういう先達の気持ちにも応えるためにもですね、私たちはこれから努力していかなければならないと思います。最後になりましたけど、そのご所見を、町長のご所見を伺って質問を終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

漁業にしろ、林業にしろ、農業にしてもですね、長い歴史を持っておってですね、その歴史の中で文化が育まれて技術が発達してきた。しかし、だから今ここに至ってですね、非常に衰微しているのは、いろいろな条件はありますけれども、資源は有限であるということもよく勘案していただいてですね、大事にその資源を捕っていく、生活に利用させていただく、産業として成り立っていくような方策をですね、よく協議すべきではないか。あんまり長くしゃべることは必要ないですけども、国があってですね、漁連があって、水産庁がある中でですね、漁業についての、いわば自由経済のシステムの中で放任するのではなくて、やっぱりコントロールすべきではないかと、それが持続性でつながっていくんじゃないかという思いを持っております。その観点で関係の先生方に今後もお願いしてまいりたいと思っています。以上です。

2番 中村健之議員

終わります。

川端龍雄議長

以上で、中村健之君の質問を終わります。

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

ただいま川端議長からご許可をいただきましたので、これより事前通告に基づきまして一般質問を申し上げます。

質問は大きく1点であります。平成17年の1月27日にですね、旧紀伊長島町と旧海山町の間で合併協定が締結されました。これです。1月27日です。これ調印されたの

は、今この席にいらっしゃる奥山始郎氏と塩谷龍生氏であります。この当時の両町長が調印され、これに19人が立会人として署名しております。私もその1人です。委員が両町から9人ずつ、それから三重県知事の代理として当時の紀北県民局長であります。例えば当時の紀伊長島町から出ておりました委員等を申し上げますと、議会からこの席にいらっしゃる平野倅規さんが議長ですね。それから私が合併特別委員長、合併問題の特別委員長であります。で議会から4人、あと自治会代表、漁協代表、商工会代表、それから女性代表、そして若者代表と、海山側も大体同じような構成だったと思います。民間委員の選び方は若干両町で違いましたけども、調印されまして、それでその年の10月11日に両町は合併しまして、晴れて紀北町が誕生したわけです。

で、このとき締結されました合併協定に基づいて、現在の紀北町というものが成り立っているわけですので、いわば国際連合が国連憲章に基づいて、あるいは日本国は日本国憲法に基づいて成立していると同様、この紀北町というのは合併協定に基づいて成り立っております。これはこの前提として両町議会でこれは議決されたうえで調印されたわけです。議会の承認を得ている、もちろんであります。これは旧両町の約束事であると同時に、紀北町町民に対する私はこれ契約であると考えます。仮に今、この合併協定の重要な条項について意図的な不履行や遅延行為というのは、町民からすれば許されないものと考えますけれども、これについての奥山町長のお考えをお尋ね申し上げたいと思います。

次いでですね、現在、奥山町長は紀北町長でありますので、行政の継続性、旧両町の責任を継承しておられるのでお尋ねいたします。旧町時代ですね、海山町内で合併協定の主要部分について、町民にどう説明されたか、時系列で説明をしていただきたいと思います。特に本庁の位置問題について詳細に、どのような説明をされたのかお尋ねいたしたいと思います。

ここに手元に平成17年1月1日付「合併協議会だより」これは合併協議会事務局というのは、今のこの前の町民センターにございましたけれども、ここから発行されて全両町の町民に配付されています。これには新町の事務所の位置決定について表紙に明示するぐらい明らかにされておりますが、それを含めて、現在も地域協議会とか自治会とかの説明されておられると思いますが、その辺も含めて合併以前と両方ご説明いただきたい。

3つ目は、この合併協定の重要な部分の1つに、総合支所方式がございます。ここにはこの合併協定の中に14番に総合支所方式を採用するとなっておりますけれども、現在、私が直接承っている議論の中にはですね、どうも誤解、特に海山区の住民に誤解がございまして、本庁が紀伊長島区に移転すると空っぽになるというようなことを、直接私の元に電話で訴え

られてこられた方、あるいは話でそういうされた方もございます。空っぽになるというのは、かなりの誤解だろうと思いますが、それは総合支所方式であっても空っぽにはならないわけですけれども、今の紀伊長島総合支所の場合は、現実に出張所的になってしまっている。その辺の反省のうえに立ってですね、海山区の住民が大変不安を抱いておられるんなら、これはこの合併協定に定めてはありますものの、これを見直して分庁方式を取り入れられるお考えはないか、しっかりした、場合によっては特別職も配置するぐらいのお考えがないかどうかをお伺いしたいと思います。これは当然公共施設の再配置ということも念頭に、私は置いておりますけれども、その辺も含めてお考えをお聞きしたいと思います。

4つ目は、現庁舎の周辺、相賀地区で特にいろいろ寂れるんではないかという不安がある。直接私も承っておりますけれども、その辺の振興策について具体的にお示しをいただきたいと思います。

5番目は、庁舎移転の準備状況です。

6つ目は、庁舎併設の紀北中移転計画について、現状について町民にお知らせをいただきたいと思います。以上、以後は関連質問は自席から行います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。

合併協定は、議会、行政、住民などの代表で構成された法律に基づく合併協議会で議論され、議員の皆様をはじめ関係者の皆様の筆舌に尽くし難い、ご努力のうえ決定されたものであり、この合併協定は町民の皆様との約束でもあります。紀北町長として協定内容を遵守するという義務があり、意図的な不履行や遅延行為を行うことは決して許されるものではないと認識いたしております。

合併前の旧海山町内での合併協定に関する町民の皆様へのご説明につきましては、平成16年9月8日に現在の海山公民館で合併協議会主催の住民説明会を行っております。また「合併協議会だより」を計10回発行し、町民の皆様には合併協議会における協議内容を周知させていただいており、新町の事務所の位置の項目に関しましては、平成16年12月16日に開催されました合併協議会で確認され、平成17年1月1日発行の「合併協議会だより」の表紙等で、「合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定める。」と周知させていただいております。

総合支所方式の見直しについてですが、現在の組織機構は総合支所方式を採用しておりますが、住民の利便性や事務の効率化の観点から、将来的には状況の変化に応じて組織機構のあり方を検討する必要もあると考えております。

本庁舎移転後の現庁舎周辺の振興策の具体案につきましては、任期が残り少ない現在の私の立場として皆様にお示しするのは難しいと思いますが、本庁舎の位置に関係なく、両区がバランスよく発展することが望ましいと思いますし、紀北町全体が豊かになる施策の展開が重要だと強く認識しております。

本庁舎移転の準備状況につきましては、これまでに議会全員協議会を4回開催させていただき、長島校跡地への本庁舎移転の経緯、敷地配置案、概算事業費、財政状況、事業実施年度などについて説明させていただいております。現在、長島校跡地の用地取得に向けて三重県と協議を行っており、平成22年度に用地取得及び実施設計を行い、平成23年度に改修工事を実施して移転する計画で事業を進めております。なお、今定例会に庁舎等改築及び改修基金への積立金2,000万円を補正予算案に計上させていただいており、この庁舎等改築及び改修基金は、平成22年度の用地取得から平成23年度の本庁舎移転までの財源の見通しを立てるものであり、事業が着実に実施できるように使用するものであります。

次に、紀北中学校移転計画についてお答えいたします。今回、9月議会定例会におきまして、移転に向けた実施設計費を計上いたしております。予算の議決をいただけましたら、本年度中に実施設計を完了し、平成22年度には改修費と用地購入費を計上する計画であります。

平成22年3月をもちまして、尾鷲高等学校長島校が閉校となりますことから、三重県との用地売払契約につきましては、6月下旬から7月上旬に行い、その後、議会の議決をいただきたいと考えております。議決後は速やかに入札を行い、その後、改修工事に着手し、年内には工事を完了し平成23年1月の3学期のスタート時には、生徒を迎え入れまして新しい校舎で授業を行えるよう進めてまいります。以上でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

合併協定というのは、合併特例法に基づく法的な協定ですから、意図的に不履行を行ったり、遅延行為は許されないものだという認識を、私と同じ認識をお持ちなんで、ご同慶の至りです。きちんとお守りになっているかどうかということが、ひとつ問題なんですけれども、ここにさきほど私、事前に議長のほうにお願いいたしまして、旧海山町の合併問題調査研究

特別委員会の会議録を2通と、合併してからの本庁の平成18年の6月定例会の会議録と、皆さんにご一読をいただいておりますが、これはいろいろこれまで不十分な議論の中では、知らなんだというお話もあったわけですが、長島高校跡地というのに、現実には跡地に庁舎の移転用地として決まっているということ、ご存じなかったという方や、あるいは最近、自治会の幹部の方と海山区のですね、幹部の方とお話したところが、そんな話一度も私ら説明受けたことがないと、こうおっしゃるんですね。それはいけませんね。ただ私どもの責任ではないんですね。それはきちんと当時説明されるべきだったと、そういう意味では住民主権という観点からすると、真実が伝えられてなかったということは、誠に私は残念ですが、それは過去のことです。

特に、第48回の海山町議会の合併特別委員会の中でですね、長島高校というのは、はっきり出てくるわけですね。長校という形で了解していると。それ以外の場所が浮上してきた場合は認められないと、一から話し合いだということですが、それは認められないんじゃないかと、長島高校の跡地ということが、もうすでに旧海山町議会でも議員さん、皆さんご承知です。これは会議録に載っておられるとした公式文書であります。それはもう皆さんご存じのとおりであります。

で、本町になってからもですね、新町になってからでも18年6月議会に、私が提出者になって特別委員会のご提案申し上げたんですが、これ残念ながら賛同が得られず否決されたんですが、この討論の中でも長島高校というのが出てまいります。今は本来は高校を盛り立てて存続させていかなあかんけれども、それがかなわなかったときは長島高校というのは、皆さん認識されておられることで、もはやこれに異論を唱えられる方は1人もいらっしゃらないはずであります。私はそういう認識のうえにお尋ねを申し上げたいと思いますが。

私はこの2つ目にですね、町民にどう説明されたかということをお尋ねしておるんです。よろしいですか。さきほど町長は16年9月8日の今の海山公民館ですね、当時の海山中央公民館のほうで行われた住民説明会のことを言っておられますけれども、これは当時ですね、まだ海山のほうは三船中学校の場所を提示されておられて、長島側は三浦の発電所の場所を提示されておる、していた時期での話です。これは協議が今の庁舎問題が決着したあとではないんです。ですから、その説明をどうされたかということをお尋ねいたしたいのと、私ここ手元にあるのはですね、合併してから自治会で町長は説明しておられるでしょう。海山区の連合自治会で、なぜそういう説明をされないんですか。私はここに資料がありますよ。あなた説明されておるじゃないですか、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

海山区の連合自治会で私が説明したことは、ちょっと今現在の時点で、ちょっと明確に記憶は持っておりませんが、平成17年1月1日発行の合併協議会だよりの表紙等で、その事務所の位置が優れた適地に定めるといふふうに周知されておることは、これは両町の方々には行き渡っていると思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いや私、そんなことは私も言っておる話で、そんなお答えで、そんなこといただかなくてもですね、海山区自治会連合会と行政、町との行政懇談会のまとめがありますよ。これ役場でまとめたものでしょう。8月24日、午後7時から2時間程度、町民センター、懇談。4項目目にですね、海山区の自治会連合会、上村幸司さんですね、こうじとお読みするんですかね。が会長で、本庁舎について、町財政は非常に厳しいと聞いているが、建設経費考えた場合、現状のままでも良いのではないかと質問通告があって、それに対して、町長は何と答えられたんですか。ご記憶でしょう、ここに簡単なメモありますけれども、ご自身が、誰が、町長1人ということないでしょう。誰か出たんでしょう、同行して。どなたですか、住民課長、総務課長、誰が出た。誰か出たんでしょう、町長が1人で行くということはないでしょう。ちょっとお答えいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

誠に申し訳ない。その文言について、私はどう答えたかは記憶を持ってないのです。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

町長あんまり単独行動しないでくださいよ。こういう重大な発言のとき。誰もついていかないので、以ての外や。行政機構として成り立っておらんやないの、誰か行っておるはずや。私が手元にある資料では、「本庁舎の問題合併協議会で合意されていることであり、場所や

時期等、また具体的なスケジュールは決まっておりますが、合併協議会の意見を尊重して
いかなければならないと考えております」と言っておられます。そのとおりですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併協議会の進み方、動きというのは、そういうふうにして合併協議会を中心として合併
が進んだんですから、しかも今、そういうふうに文言が書かれておりますので、その多くは
間違いないと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これどうも一昨年のようなのですがね、これ年号が入ってないんで、8月24日ということしか
書いてないけど、どうも一昨年らしいですね。ですから、自治会も、自治会が知っている
ということは、住民皆さんが知っているということが前提になるわけで、皆さん、この合併協
議会でこういうふうに合意されているということは、皆さんご承認のはず。ところがですね、
大変残念なんです、先般、直接私のもとに電話がございまして、海山区の住民からですが、
「そんな話何にも知らんだ」とこうおっしゃるんです。「当時の町長さんはお1人でやられ
たことじゃないか」と、「そんなことありません」と、「議会も、あるいは住民代表も加わ
って調印したことですから、単独でって、そんなことこの民主主義の時代にありません」私
がそうやって申し上げた。

で、いろいろご説明させていただきました。本来、町がやるべき仕事じゃないんですか。
そういうふうに住民の中にですね、そういった町広報、いや見てないんです。説明会、いや
聞きに行っていないんですと、方が当然いらっしゃるでしょう。お忘れになった方もあるかも
知れません。そういうことはあるということは、今の紀北町政にとっての努力を怠っておる
ということになりますよ。きちんと説明、私はされるべきだったんですね。ですから、いろ
んな不安な話が出てくる。これは海山だけの話じゃありませんよ、不安がるのは、紀伊長島
区でもたくさんの声が寄せられてます。このままになるのじゃないか、だから盾の裏表のよ
うな感じで、不安なのは町民全体だと思ってください。ここで私はこういう経過を町広報な
り、あるいは行政チャンネルを通じて住民に十分説明する責任があると思います。町長、あ
なたの任期は11月までです。残された任期中きちんとやっぱりこういった、どなたがなるか

わかりませんね。政権交代するんか、しないのか、わからないわけです。これは住民が選択するわけですから。少なくとも現在の任期中に町長は町広報なりテレビを通じて、今の合併の成り立ち、合併協定はこうなってます、今こういうふうに取り組んでいるという説明を、改めて私はする責任があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご提案として受け止めさせていただいてですね、検討させていただきます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

さきほどですね、総合支所方式は、実態は実は崩れてると申し上げた。総合支所方式を採用されて、合併当初の、特に現在紀伊長島総合支所は4割になってますね、職員の配置は。実は私は6月議会でも質問しておるんで、そのときそうやって答えているんですよ、理事者はね。で、機能は誠に機能不全になってます。予算権もない。ここに出ているのは支所長が出ているだけで、ほかの室長クラスは何も知らないわけですね。議会でどんな議論しておるんか、スポイルされておるわけですよ。

と、この間みたいにネットが通じないとなったら、全く離れ島ですよ。そういう部分を見てると私は海山区の住民が不安になるんじゃないかと思うんです。今、5年以内にという部分で紀伊長島の住民が不便を堪えているのが、裏返しになるのが不安なんです。今、一生懸命やってないから不安のもとになっていると私は思いますが、いかがでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最初、合併協で議論された総合支所方式というのは、今ある方式がそうだと思います。いろいろやってみてですね、いろんな不備な点があったり改正すべき点が出てくると思います。その現実をよくとらえて改正するなり、それを補っていくことが必要だと思ってます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

合併協定に地域自治区の設置に関する協議書、これその後、勝手に変更してないですか。これ私ちょっと記憶ないんですけども、変更したんだったら言ってください。いつ議会の承認得ているか。地域自治区の事務所の位置、海山区の場合は紀北町海山総合支所ってありますね。総合支所あるんですか、海山区の。廃止したんじゃないんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

海山総合支所につきましては、行政の仕事をやっていく間で、二重構造があるのではないかということで、その重複を解消するために総合支所一本としてお認めいただいたわけがあります。いやいや海山本庁舎はですね、総合支所を統合して、本庁舎にしたわけです。総務課長に答えさせます。

川端龍雄議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

お答えいたします。支所をですね、海山総合支所を本庁に合わせたといいますのは、平成19年の4月1日だったと思います。条例改正をしております。

それにつきましては、その協定以降はですね、条例改正でやっていくということになってございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ですから、これね合併協定はすでに見直されているんですよ。これ合併協定の附属協議書に地域自治区の海山区については、海山総合支所に置くとなっておりますよ。だから見直しはすでに行われているわけですよ。ほかにもいくつもあります。個々の問題はいいですけども、すでにそうやっているんですから、私はさきほど分庁方式を入れたらどうだというのはですね、現実には、例えばですよ、例えば町の中の教育委員会の本所をこの海山区に残す、当然、管轄にある設備的にもはるかに整っている海山の公民館を中央公民館とする、東長島は東長島の地域名でよろしいわ、ここ。あるいは郷土資料館の船津にあるのを本館にして、長島のほうを分館にする。そういった教育文教地区に関しては海山を中心にする。

この間、何か町民体育館は長島のほうを取り壊したらという話が出て、私もびっくりまし

たけども、それはともかくとして文教地区としての拠点を海山にする。これは当然合併協定の見直しにしなければいけません。一部分庁方式です。一部分庁を取り入れる。それを積極的にやっぱり今のね、住民が不安な気持ちが、誰の責任かは別としてですよ。住民は当然、親切々として訴えられたんですよ、海山の住民に。ですから、何にもなしになるというのは、ちょっと私は言い過ぎだと思いますが、そんなことはないと思いますが、少なくとも明確にこの相賀周辺の振興策の一環としてそれを位置付ける。

あるいは私はこのお盆に銚子川をずっと見せていただきましたけど、大変な賑わいでした。海のほうは寂れ果ててましたけど、こちらの天候の関係で、そういったあの銚子川沿線に昨年の1.5倍だったそうですが、お盆の人出は。あれを経済効果に結びつくような施策が私は必要だと思いますね。これは紀北町全体として考えるべきだと思いますが、その辺に具体的に取り組んでおられるかどうか。やっぱりこれは両方の両区の融和がなければ、やっぱり全体の投資を、例えば今後、銚子川に投入していくということについてもですね、なかなかその融和がないといろいろ揉め事の種になるだろうと思いますが、そういった具体的なお考えはないのでしょうか、いかがでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員の今、海山区の役場中心に文教地区というご提案、ご提案と受け止めます。大変結構な案だと思ってます。これは時代の推移とともに、また本庁舎移転ということに鑑みてですね、町民の方々が不安を抱くようなことがないように、それは対応すべきであろうと私も思いますし、紀北町全体としてのですね、銚子川流域開発という考え方は企画ではいろいろ考えてきておりますし、その1つの中としては温泉掘削ということも考えて、コンサルに一応提案をもらってます。そういうこともありますから、それらを含めて総合的にバランスのいい紀北町をつくっていくということは、大事だと思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いやね、もう町長任期終わろうとしているんですよ。ですから、今、具体的にご提案なされて、やっぱり次のどなたになるかわかりませんが、次の政権に引き継いでいく、これが大事な姿勢なんですよ。温泉の話もよく承知しております。ですから、すべてやっぱり

両区民の融和のもとでないと、やっぱりそれだけの投資をしていく、これは35億円ずつ合併特例債を両方で区分して使おうという申し合わせがありましたけれども、たとえそれを超えてでも、今大事な、例えばですね、銚子川の沿線開発が必要だという政策をとるんだったら、基本になるのは両区民の融和だと思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

第1期、今から約4年前の私の選挙のマニフェスト、パンフレットの中に書かせていただいたのは、均衡ある発展と融和も入っていると思います。そのように紀北町全体としてですね、融和を持って町が一本化すれば、より大きなエネルギーが出てくるものと私は確信しておるんです。しかしながら、それぞれの思いというものがございますから、そう簡単に融和ということはできませんけれども、徐々になりつつあることは事実です。これは祭り1つとってみてもですね、両区の青年がお互いに助け合いながら協力しあってますし、それを見た年齢の方々もですね、ああなるほど若い人たちは進んでいるなということも見ていますが、常に私は紀北町が一本であるということ、紀北町全体に考えるべきだという考え方を持っています。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

おっしゃるとおりなんですよ。実は私のところへ訴えてこられた海山区の住民の方はですね、合併してええことは1つもなかったと、もう分庁という言葉使わなかったですが、合併をもう止めてほしいというお話だったんですよ。それを今の庁舎の本庁の移転問題を知らなかったということで、そんなはずじゃなかったのに、そんな約束はあるんやったら、もう合併するんやなかったと、こうおっしゃるわけですよ。でもそんなことを言われても皆さん迷惑です。今は1つの町になって、どうやって町を全体を発展させていくか、一緒になってやらなあかんのじゃないですかと言ったら、最後は理解していただきました。大変有り難いことです。40分ほどお話をさせていただきました。町長も日ごろそういうご努力をなさっていると思います。私は皆さん、少なくともこの議場にお座りの議員、それから行政側の各課長は、皆一人ひとりがそういう努力していれば、もう分かれたほうがいいんじゃないかという話は、私は出てこないと思いますよ。そういう思いが足りないんじゃないか。その先頭に立つ町長がで

すね、是非、この余す任期の最後の期間、積極的に住民に説明していただきたい。

合併はこれぐらい難しい。いわば他人同士が一緒になるわけですから、距離もあります。ほかの合併町、紀和と熊野もそれぐらい離れている。30分ぐらいかかりますが、似たようなもんですけれども、大体もう少し近い距離で合併しているのが普通なんです、これだけ離れていると会議を片方ばかりでやっていると、例えばですよ、今ほとんど相賀で開かれるんですよ、外郭団体の会議が、外郭団体のね。そうすると長島の人間はなかなか欠席ばかりになる。そのうち役員を辞めていく、で偏っていくということになるわけですよ。

だからそういう融和の視点が役場側に欠けているんです。それは交代でやっておるのもありますよ、農業委員会のような。ところが外郭団体の一部は相賀周辺でばかりやっておるから、そういうのを裏返しになって、今度は本庁が向こうへ行ったら、あっちばかりやないかという不安を与えています。遅くはないんです。で、庁舎が来年10月の期限までに本庁はこの約束どおり、契約どおり移転するものとして、町民の融和を図るための施策を打ち出していただきたい。具体的に出していただきたい、それを申し上げて、一般質問を終わります。ご回答を、最後に決意を。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

具体的にというのは、なかなか難しいと思いますが、とにかく本庁舎移転というものを実施することによってですね、海山区、特にこの地域周辺が元気がなくなるということがないように、全体としてこの地域がますます栄えていくような考え方を基本にしてですね、職員も一緒になって考えてこの町を盛り上げていく、それが大事だと思ってます。

川端龍雄議長

これで、北村博司君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。2時50分から再開いたします。

(午後 2時 31分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 2時 50分)

川端龍雄議長

10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、平成21年9月定例会の一般質問を行います。

本日の私の質問は、通告のとおり1番として、自公政権退場の歴史的変化を踏まえて、どう町政を見直すか。まず町民の暮らし応援に町政の光をあてよ。こういう問題であります。さらにその1番の中の3点質問いたします。

1番は、後期高齢者医療制度の廃止の問題、社会保障の原点に戻り正しい医療制度に。2点目は、もうやめよう「障害者自立支援法」いよいよ廃止の時がきた。この問題。さらに小さい3点目としまして、最低賃金の引き上げ、働く貧困層をなくせ、改めて紀北町合併時の臨時職員の賃下げ解消に努力をという問題です。

さらに、大きい2点目としまして、紀北町防災会議について。

3点目は、損害賠償請求事件、去る8月6日に行われました第5回裁判傍聴は空振り、傍聴議員団の真摯な努力を無にするなという問題であります。

最初に戻りまして、1番から質問を行います。

まず最初に、自公政権退場の歴史的変化を踏まえて、どう町政を見直すか、この問題であります。まずその点につきましては、町民の暮らし応援に町政の光を当てよというふうに、まず強く求めたいと思います。ご承知のように8月30日、待ちに待った総選挙が行われまして、国民の審判が下されました。

選挙の結果は、戦後長きにわたって政権の座にあった自民党が惨敗をし、連立を組んだ公明党も大敗して、新しい政権が生れたわけでありまして。自公政権退場というこの歴史的変化

は、国民が主人公の新しい政治幕開けの第一歩であると、私は考えております。町政もこの地殻変動とも言われた国政の変化と無関係ではあり得ません。今こそ町民が主人公の立場で町政を見直して、弱者に町政の光を当てるときであると考えます。この立場から次の3点について質問をいたします。

1つは、後期高齢者医療制度の廃止の問題、社会保障の原点に戻って正しい医療制度にすべきであります。後期高齢者医療制度は、2008年の4月1日から施行されまして、75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離して、全員から保険料を取り立てる。そして受けられる医療内容を抑制することをねらった医療制度でありました。去年の10月から強行されました年金からの天引きには、全国で激しい怒りが沸き起こったところであります。

姥捨山と言われたこの制度に対し、私は去る20年の6月、ちょっと通告書のほうに3月と書いてしまったんですけども、訂正願います。20年の6月の定例会でしたが、この廃止を求める請願の賛成討論を行いまして、小泉内閣が決めた「ニセ改革」の本質を糾弾するとともに、1933年生れでちょうど75歳になった歴史の証人として制度の廃止を訴えたところであります。

あれから、わずか1年半しか経っておりません。1年半弱であります。今や歴史は大きく変わりました。日本共産党は最初からこの法案の本質を見抜いており、国会の論戦で厳しく追及してきましたし、民主党もこの選挙でマニフェストで制度の廃止を掲げております。

「長い間ご苦労さんでした。医療費は無料にします。」このように高齢者をいたわるのが国の責任者のはずです。また、「若いときは軍隊にとられて青春を失い、年をとれば社会から捨てられる、裏切られるような思いだ。」と怒りの声がこの問題については全国に広がりました。新しい国会では廃止が圧倒的多数になります。私たちも一致できる点については、しっかりと手を組んで廃止を目指してまいります。

それでは紀北町として、この事態をどう受け止めているのか、また今後どう対応していくのか、来年度予算編成に向けてどう準備を進めるかも含めまして、まず答弁を求めるものであります。

2点目は、もうやめよう「障害者自立支援法」いよいよ廃止のときがきたという問題であります。障がい者が生きていくうえで、なくてはならない支援の問題、食事やトイレの手助けなどに対しても利益を得ていると見なして、定率1割の自己負担、いわゆる応益負担であります。この負担を求める障害者自立支援法、自民党、公明党の賛成によって2006年に施行されましてから3年が経過しました。「何が自立支援か、これでは暮らしていけない、も

うやめてほしい」こういう悲痛な声が障害を持つ人や、障がい者の家族の方たちから上がっておりまして。

日本共産党は当初からこれに反対をし、私も昨年の12月の定例会一般質問におきまして、この問題を取り上げさせていただきました。町内の関係者の方や町民の皆さんから、議会で取り上げたことに期待の声をいただいております。この問題も民主、社民、国民新党も廃止の立場であります。ここで障がい者を持つ1人の母の言葉を紹介いたしたいと思います。

この障がい者を持つお母さんはこう言っております。「今の負担軽減策もいつまで続くか心配だと、自立支援法を廃止させて、私が仮にいなくなっても息子が生きていけるような社会にしたい。少しでも幸せを残して行ってやりたい。」このように言っております。この母の切なる願いがやっと届くようになってまいりました。政治はこういうところにこそ、光を当てるべきだと考えます。町政も決して例外ではないと思います。紀北町は来年度予算に向けて準備を進める段階にあります。今後、どう対応していくのか、この点についての町長の答弁を求めます。

1番の3点目は賃金の問題であります。最低賃金の引き上げ、あるいは働く貧困層をなくせという問題は、雇用の問題として大きな社会問題になりました。改めて紀北町合併時の臨時職員の賃下げ解消に努力を求めたいと思います。

不況が深刻だからこそ暮らしの応援、最低賃金の引き上げが重要であると思います。私たちは最低賃金として時給1,000円以上とするよう求めております。また、全国的にも言われておることですが、官庁や公の機関における、いわゆるワーキングプアの実態を是正すべきではないでしょうか。紀北町では合併して良かったと言われるまちづくり、これが合言葉になっておりまして、町の施政方針にも度々これが謳われてまいりました。

ところが、合併時に協議するとされた臨時職員の賃金が、平準化の名の下に切り捨てられて、大幅な減少、賃金引き下げのままいまだに放置されております。労働組合もない最も弱いところにしわ寄せが行っているのです。これについて臨時職員の声をよく聞き、改めて実態を調査するとともに、必要な賃金助成を行って引き上げすべきではないかと考えます。この点についての町長の答弁を求めます。これは合併で生じた格差の最たるものであると私は考えます。是非、この点をどう考えておられるのか、初代町長としての答弁を求めるものであります。

また、これに関連しまして、臨時雇い等の賃金が、いわゆる物件費扱いにされているのはなぜか、この点についてもあわせて答弁を求めます。

2つ目は、紀北町防災会議についてであります。先般、紀北町防災会議が開催されました。初めて当て職で私も参加をしたわけですが、そのことについての感想も含めて、さらに改善を提案したいと思います。

1つは、防災会議を形骸化せず、中身をさらに充実すること。

2点目は、紀北町地域防災計画という大変立派な計画があります。この計画を委員、中でも議会関係や住民組織の代表にもっと説明と周知をすべきではないか、この問題であります。

さらに3点目としまして、平成16年の9月の海山における大水害、これはまさに史上未曾有の大規模な災害でした。この教訓を活かして当地方の気象や地理に見合った洪水避難訓練が必要ではないかという問題であります。防災会議の責任者でもある町長の答弁を求めるものであります。

3点目は、損害賠償請求事件の問題です。去る第5回の裁判傍聴は空振りに終わりました。傍聴議員団の真摯な努力を無にするなということ、あえて質問したいと思います。この点につきましては、裁判の当事者である紀北町は、いかなる場合ももっと緊張感を持って、住民代表でもある傍聴議員団には積極的に情報を提供することが必要であります。また、弁護団、町当局、議員団の連携を重視すべきであると思います。傍聴の議員団の背後には、裁判の成り行きを注視している多数の町民がいることを忘れてはならないと考えます。第5回裁判の状況を踏まえての町長の答弁を求めまして、以上で、第1回の質問を終わり、答弁に対する再質問は自席で行わさせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

岩見議員のご質問にお答えいたします。

議員も述べられましたように、先の衆議院議員総選挙の結果、新政権が誕生することになり、明日召集される特別国会におきまして、新しい首相が選出されるとの報道がなされております。今後の動向を注視していきたいと思っております。

議員ご質問の後期高齢者医療制度につきましては、国民医療費の増加や少子高齢化の急速な進行等によりまして、従来の保険制度の運営が厳しい状況の中で、今後も国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくため、健康保険法等を改正して、新たに後期高齢者医療制度が創設されたものと認識しておりますが、昨年4月の施行以来、年齢で区分するのはいかなるものかなど、制度そのものに対することから、保険料を

年金から一方的に徴収するのはおかしいなど、制度の運用面においてもいろいろな議論がなされ、一部運用面での見直しがあったのも事実です。

私といたしましては、これまで制度の評価をするよりも、適切な運営に努めるべきとの判断にたって担当課に指示をしてきたところであり、今もこの考えに変わりはありません。今後も新しい政権の下で決定される方針に従い、適切に対応するとともに、来年度の予算編成にあたりましても、これら国の動向を踏まえ、対処してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法についてであります。議員ご指摘のとおり、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを受ける場合、利用者はサービスの量に応じて基本的には1割の費用負担が生じることとなりました。その後、減免措置の要件が見直され利用者の負担軽減がかなり図られてきてはおりますが、障がいをもつ方にとって制度的に十分な理解が得られているとはいまだに言い難いとの認識を持っております。

今回の政権交代により、障害者自立支援法が廃止されるかどうかについては、現在まだ不透明であります。町としましては今後の国の動きに十分に傾注し、その対応を図っていくことはもちろん、さらに弱者に対し、より配慮ある施策の推進に努めてまいりたいと考えます。

次に臨時職員の賃金の引き上げについてのご質問ですが、現在の臨時職員の賃金体系につきましては、合併協議の中で話し合われて決定されたものであります。また、賃金の改定につきましても、社会情勢の変化により、賃金単価の見直しを行っていくということが合併前から決められております。

このような状況の下、合併後におきましては、平成18年には一般職の給与の引き下げ勧告等がありましたが、臨時職員の賃金につきましては引き下げることなく見送っております。平成21年度当初予算におきましては、世界的な不況の中で、社会情勢が不安定であるため、臨時職員の賃金を改定することは、住民に理解を得がたいという考えで賃金改定を見送ったものの、平成21年6月の臨時人事院勧告におきましては、職員等の期末勤勉手当を0.2ヵ月分、これは期末手当は0.15ヵ月分で、勤勉手当は0.05ヵ月分ということですね。凍結し、8月に人事院勧告では、期末勤勉手当のさらなる引き下げと、本給の引き下げが勧告されておりますが、臨時職員の賃金につきましては、減額することなく支給する予定であります。

また、当勧告におきましては、非常勤職員の制度の適正化といたしまして、国における非常勤職員給与の適正支給の取り組みは、着実に進展しているとされていることから、本町といたしましても、国における指針を参考に社会情勢の変化等もふまえ、臨時職員の業務内容

や職種、勤務形態等、さまざまな観点から臨時職員の待遇改善につきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、賃金が物件費扱いとされていることについてのご質問ですが、臨時職員とは、1年未満の短期雇用で臨時的経費という考え方から、国においては給与実態調査及び決算統計上の区分で物件費に計上することとされており、各地方自治体の決算におきましても、物件費として経理されているところであります。

次に、防災会議に関するご質問でございますが、今年度の防災会議は、防災関係機関の代表にご出席をいただき開催させていただきました。会議の内容につきましては、紀北町地域防災計画の見直し承認と、本年度の防災訓練のご説明をしております。また、会議後は「三重の防災対策」と題し、三重県防災危機管理部の副部長であります、細野浩様にご講演を行っていただきました。

議員ご指摘のように会議の中身の充実でございますが、災害対策基本法には、「毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない」とされておりまして、毎年会議を開催させていただいております。そのため会議としては、地域防災計画の改正が主なものになります。しかしながら、地域防災計画の基本方針の説明、ポイント説明などにおいて創意工夫して充実を図りたいと考えております。

次に、平成16年9月の大水害は史上未曾有の大規模災害、この教訓を活かし、当地方の気象や地理に合った洪水避難訓練が必要とのご提案でございますが、私もそのように思っております。

平成16年9月29日、台風21号による豪雨では船津川、銚子川、赤羽川が氾濫し、死者2名、家屋の床上浸水が2,000棟を超え未曾有の災害となりました。町内では、台風等による豪雨、地震に伴う津波などにより大きな被害をもたらしていることから、水害対策を念頭に置き、町民が安心して暮らせる防災対策に取り組んでいきたいと考えております。

今年の防災訓練は、非常に危惧されています東南海地震と大津波の発生を想定し、全町におきまして、自主防災会を中心に消防署、消防団のご指導、ご協力をいただきながら避難訓練、初期消火訓練をはじめ、それぞれの地区で自分たちで考えた訓練を行っていただきました。今後の防災訓練につきましては、平成16年9月の大水害の貴重な経験を基にして、実態に即した訓練を実施するとともに、総合的な訓練も取り入れていきたいと考えております。

議員の皆様には口頭弁論に毎回傍聴いただき、心より感謝申し上げます。議員皆様への情報提供につきましては、極力提供していきたいと考えております。町といたしましては、今

後とも業者側の高額な損害賠償請求に対して、訴訟代理人の弁護士の方々と十分な協議を続け、高額な損害賠償額が生じない旨の主張、立証を行い、最善を尽くしてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

いくつかありますので、最初1つずつですね、再質問をさせていただきます。

私はこの問題、最初にですね、取り上げた問題なんですけども、今の選挙の結果、大きな変動とですね、一応それを抜きにしては町政もあり得ないということで考えております。一番大事なのは、いよいよ国民が主人公の新しい政治の幕開けの第一歩というふうに言わせてもらったんですが、わかりやすく言えばですね、憲法で保障されたとおりの政治を貫いていくと、実施していくということになると思うんです。この後期高齢者医療制度の問題はですね、憲法14条で掲げておる、いわゆる法の下に平等であるという基本理念にですね、反する大変な問題であって、悪制度でありました。それだけにですね、怒りが全国で巻き起こったわけなんですけど、この点については単に国の方針だったというだけでなしにですね、十分に選挙結果も踏まえたうえで町長も考えていただきたい、このように思います。

今後の対応についてですね、少し抽象的な答弁に終始しておりますので、私が言いましたようにですね、この事態をどう受け止めているかということ、さらに今後の対応なんですけれども、いよいよ9月定例会終わってですね、予算編成に入っていく時期だと思います。これらの点について、今後どう準備を進めているか、どのように考えているか、このことをですね、もう少し明確に、具体的に、答弁できたら出していただきたいと思います。

2点目のですね、自立支援法の問題も憲法25条で言われておる生存権を脅かすような大変な問題でした。紀北作業所で働いておられる方たちも多いわけなんですけれども、これらについてですね、私も紹介しましたように実際の障がい者の方とか、あるいはその家族とかですね、悲痛な声が上がっていたことは事実です。いよいよこれらのお母さん方の例を出しましたけれども、そういった願いがかなって、いよいよこれが廃止される。今後は障がい者の方たちも交えたですね、本当の意味での自立支援、こういう新しい憲法にも合致したようなですね、制度がつくられていくんではないかというふうに考えますが、町長はその点についてどう考えておられるのか。

また、雇用の問題なんですけれども、この雇用の問題とかですね、格差の問題というのは、

いわば国民的な大きな課題だと思うんです。それがですね、自治体の中に、役場の中に残っているというようなことはですね、一刻も早く解消すべきだと思います。人勧があったけれども減額措置をしていないとか、その程度のことではなしにですね、この点について職員の方の声も十分聞くということ、改めて実態調査をするということ、必要な賃金助成を行ってですね、引き上げを検討すべきではないかという1点、これらの具体的な点についてですね、答弁を求めたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

後期高齢者医療制度につきましては、いろいろ高齢者の方々から、この制度に対するご批判の声があるとは聞いております。わかっておりますけれども、これが国で、国会で決められたことでありまして、地方からどういう声を上げたとしても、これはなかなか届きません。しかしながら、ですから、この制度を評価するということではなしにですね、この運営をきちんとやっていこうということに考えておるわけでありまして。

それから2番はあれですか、自立支援法ですね、これは障がい者の件ですけども、弱者に対しての負担ですね、負担を求めるということについては、いろいろと反対の声があると思いますが、これは後期高齢者もそうでしょうけども、国の財政の状況によってですね、考え出された制度であろうかと思っておりますが、それはそれなりに所得についての緩和措置、負担軽減はされてきているのではないかと思っております。

それから雇用ですね、雇用は大事な我々の生活を支えるものですし、賃金につきましても当町におきましては特別の給与を出しておるわけでありまして、その辺については議員もすでにご承知かと思っております。それをひっくり返して計算しますと、時給 800円以上になるわけなんでありまして、そのところは当町としては努力をしているというところでありまして、以上です。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

少し前段の1と2は受け止め方にですね、大分相違を思います。3点目の問題もあるんですが、まず、まだ新しい政権が変わってですね、新しい内閣もスタートしておりませんから、国の方針、法律がですね、どうなるかということはもちろん未定だと思いますが、まず1点

だけお聞きしたいのはですね、これらの選挙情勢も踏まえてですね、新年度予算等に対する対応については、町としてはどのような協議や意志統一が今の段階でですね、なされているのかどうか、この点について状況は、しておればですね、答弁をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この新しい政権はどのような制度を改革していくのか、それをよく見たうえでですね、この高齢者、あるいは障害者についての予算については、きちんと編成、対応したいと思っています。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

3点目の雇用の問題なんですが、前回のときに少し一般質問でですね、触れましたけれども、そういった他町との比較の問題、あるいは現状で実質どれだけの単価になっているのかという問題もあります。今日ですね、改めて提起したのは私の認識ではですね、やはり基本的には合併時の賃下げ、格差の解消がこれだけ強くですね、言われておるときに、あるいは最低賃金の保障の問題もですね、大きな問題になっておるときにですね、役場の中に、自治体の中に、なおかつそういった事態が放置されているというのか、残っておるというのはですね、やはり許されないのではないかとということで、改めて取り上げました。

したがって、この臨時職員の方の声を聞くとかですね、あるいは改めて実態調査をしてですね、合併時の状況を把握し直すとか、必要な賃金助成を行って引き上げをするかどうか、これらの点について、ちょっと具体的に回答をお願いしたいと思います。そういう考えがあるかどうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この合併時のですね、臨時職員の賃金につきましては、協議会の中でこれは合意に至ったものであります。しかしながら、議員がおっしゃるそれを元のあるべき姿にというようなお考えなんですけども、さきほど私が言いましたように、特別給与を合算いたしますと、県下でもかなり上位の賃金となっております関係でですね、それが極端にいけないと、非常に低

いという事態は避けたいと思いますが、現在のところはもう少しこのまま理解を求めたいと思ってます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

この問題はですね、やはり一般的にワーキングプアなんていう言葉が一気にですね、全国に広がったわけなんですけど、特に自治体の内部とかですね、公の機関の中で、そういった事態が、つまり一生懸命働いてもですね、生活がなお苦しいという実態、こういうのはですね、やはり避けるべきであると思いますし、確かにですね、合併によって協議が行われたとは言えですね、大幅な減収、賃金の引き下げが行われたことは事実でありましてですね、引き続き臨時雇いとして町に雇用をお願いしようと思えば、その改正の案を飲まざるを得なかったというのが、臨時職員の方々の実態だと思うんです。

そういうことでいろんなですね、臨時職員の方、たくさん職種がありますけれども、それらの方のですね、非常に切実な思いというものも考えて、今後、検討をすべきだと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いろいろのお考え方、ご意見もございますけれども、さきほど申し上げたとおり、臨時職員の業務内容や職種、それから勤務形態等さまざまな観点から臨時職員の待遇改善につきましては、検討してまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それじゃ2点目の問題について、再質問をさせていただきます。

この問題ですね、防災会議に関係して提起をさせてもらったわけなんですけど、当町のですね、防災計画決定の最高機関だと思います、紀北町防災会議というのは。それから出席される委員の方も名簿等で見ればわかるとおりですね、全町を網羅した形でのたくさんの方がですね、部署から、あるいは各団体から出席をされております。これらの委員の方からのですね、せっかくの防災会議ですので、防災会議ではですね、十分意見の提供もしていただき、

配慮を行ったうえで会議の一層の充実を図っていただきたい。これが私の考えです。

それから、防災計画の問題なんですけれども、紀北町地域防災計画というのはですね、非常に分厚い膨大なものであります。あらゆる事態にですね、対応する計画になっていると思います。それだけにですね、非常に大きな分量がありますので、実践的な立場からみると、実際に各委員がどのように防災時に対応したらいいのか。あるいは防災会議の委員ですね、委員の方のそれぞれのこの果たすべき役割はどうかというふうなことを考えてみたときにですね、かなりですね、量が膨大であるだけに広範囲にわたっておるだけに、わかりにくい面もあるというふうに私は考えました。

したがってですね、委員全員とまではいなくてもですね、委員への議員説明、あるいは住民組織、なかでも自主防災会等の責任者の方たちも含めたですね、この計画の説明と周知は必要ではないかというふうに考えました。この点を私はそう思いますが、どう考えているか。

さらにですね、3点目の避難訓練の問題なんですけれども、紀北町はですね、両区とも海岸部や山間部に分かれております。長島についても海山についてもそうだと思います。当然ですね、今予想される災害の発生状況や、あるいはそれに対する被害、避難行動も異なってくると思います。山間部と海岸部ではですね、大きく異なるのではないかと思います。その点につきまして、特に16年9月のですね、あの大災害時の教訓も活かして、地理的な条件やこの地方の気象状況に合致した訓練が必要ではないか。特に洪水避難訓練等のですね、具体化が必要ではないかと考えますが、その点についてはどう考えておられますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

2点ございましたと思いますね。防災会議と避難訓練についてはなかったでしょうか、だと受け止めました。防災会議は非常に広範囲にですね、この地域の警察署、あるいは海上保安部、消防団、それから消防組合ですね。それから県の機関とか自主防災会、いろんな枢要の人たちが来ております。それから防災計画の策定にあたりましても、相当分厚いものがあります。ご指摘のとおりだと思います。

その中で、もっと非常時にはですね、それぞれの部署の方々がどういうふうに対応するかということが、しっかり認識され、議論されていくべきだと思う。全くそうだと思います。今後そのようなですね、防災会議のありようについて、考えてまいります。

それからもう1つは、自主防災会等の問題で、全体的な防災の問題で、海岸部と山間部とは災害の形態が違うではないかという指摘ですね。今回の防災訓練におきましてもですね、それぞれの地区で自主的にいろんなことを考えて、防災訓練をやっていただきました。それは各地区の方々が議論して決められたことだと思いますので、非常に前向きなことで歓迎したいと思っています。今後も議員の趣旨をよく受け止めて、その趣旨にできるだけ近づけますように、要は安全を確保するという事なんですよ。そういうふうにならせます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それじゃ最後ですね、裁判の問題についての再質問をさせていただきます。

この第5回ですね、8月6日の第5回の裁判につきましては、直前の8月5日に原告側から上申書が出されておまして、この8月6日の当日ですね、紀北町の求積明に対する準備書面が裁判では提出されない。そういう状態があったにもかかわらずですね、事前に全然情報が提供されなかったの、裁判傍聴が徒労に終わったという形になっております。

現在行われているこの弁論分離裁判の口頭弁論というのはですね、当事者間の準備書面の提出によって行われておまして、弁論の事前とか事後にですね、的確に情報を明らかにされない、支援に臨む我々の気持ちもですね、はっきりとれないということがあります。まずこの点についての現状認識と、私の指摘している考え方、もっと積極的に情報提供すべきだと考えますが、その点についていかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

5回目の口頭弁論のときには、答弁がなかったということが、我々もその場に至るまでわかりませんでした。誠に申し訳なかったと思いますし、それから議員に対しての情報の提供については、できるだけさせていただきたいと思っています。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

ちょっと答弁がですね、事実と違いますので、その点ちょっと認識をですね、改めてほし

と思うんですけども、私が指摘しましたようにですね、8月6日の第5回、これちょっと時間から抜いておいてくださいね。8月6日の第5回裁判についてはですね、事前の8月5日に上申書が出されておりました、それによればですね、当然、求積明に対する準備書面は出されないだろうということが明らかであったはずなんです。そのことを情報提供がなかったということですね、指摘しておるんですが。前日にわかっておったはずなんですよ。

川端龍雄議長

岩見議員の議事進行に答えます。そのように私も承ってますので、町長の答弁は少し事実と異なっておると思うので、もう一度正確な答弁をお願いします。

奥山町長。

奥山始郎町長

私の答え方がちょっと間違っておりましたので、訂正いたします。8月6日の裁判所に行くまで知らなかったというのは、そうじゃなくて5日にその求積明に対する答弁書がないということはわかっておったんですが、それを伝えなかったのは私たちの配慮がちょっと欠けたな。申し訳ありませんでした。以上です。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

そういうことですね、特に私はこの際、緊張感を持ってねと言ったのは、その点を指摘しているわけなんです。当然のことだと思うんですけども、当事者、特に裁判所も含めてですね、やはり緊張感が欠けておるんじゃないかというふうに感じております。やはり私たち傍聴参加の議員の背後にはですね、裁判の成り行きについて注視をしている町民がいるということですね、忘れないでいただきたい。このことを強く申し上げたいと思うんです。

それから、町民への周知の問題なんですけれども、一番大事な点はですね、今回の訴訟については当事者はですね、紀北町になっているということ、被告が紀北町であるということですね。それからもう1つ最近のいろんな宣伝活動の中でですね、出ている問題も含めてなんですけれども、現在は平成8年度分についての裁判が進んでおります。それでですね、訴訟の取り下げがありまして、この訴訟の取り下げについてはですね、民事訴訟法でも明確なように、訴訟の取り下げと、訴えの取り下げの効果というのがですね、民事訴訟法に明定されております。261条と262条です。そのことによってですね、現在裁判が行われている件以外はですね、訴訟の取り下げによって、訴訟は継続していないものとみなすという、民

事訴訟法の規定に従ってですね、裁判はないというのが現在の正しい認識だと思うんですが、この点についてですね、町民が理解されてない面が多々あるように考えます。十分ですね、町民への周知については不断の努力をこれをやってほしい、このように考えます。

私も一議員としてですね、傍聴に参加したら傍聴記も書いてですね、お知らせもしておるんですが、議員もそういう活動もしておりますので、町としても1回とか2回だけに限らずですね、裁判の都度その特徴点をお知らせするぐらいのつもりでですね、十分な町民への周知を一層努力してほしいと考えますが、その点についての考えをお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町としてはですね、議員のように、まいらないところもありまして、節目でご報告を皆様方にさせていただきたいと考えてます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでは、以上ですね、私の今日の一般質問は終わらせていただきます。是非ですね、町は当時者であるから、町民の周知、説明についてもですね、不断の努力を是非お願いしたい。このことを最後に申し上げて質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

川端龍雄議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定します。

なお、松永征也君ほか4人の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは、本日はこれで散会します。

どうもご苦労さんでした。

(午後 3時 39分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 島本昌幸